

環境社会配慮助言委員会 第65回 全体会合

日時 平成28年1月15日（金） 14:33～17:36

場所 JICA研究所 201AB会議室

（独）国際協力機構

午後2時33分開会

○渡辺 時間を過ぎましたので、まだお見えになっていない委員の先生方が若干いらっしゃいますけれども、本日の第65回全体会合を開催したいと思います。

今日の全体会合は、本年第1回目の全体会合ということで、当初、部長の藤田から一言挨拶を予定していましたが、所用がありまして、次長の宮崎から冒頭新年の挨拶をさせていただいた上で、本日の助言委員会を進めたいと思います。

○宮崎 皆様、新年明けましておめでとうございます。と申しましても、もう1月15日でございます、ちょっと遅いかなという気もいたしております。旧年中は多数の案件についてご検討いただきまして、貴重なご助言もいただきました。特に、年末におきましては、大変押し迫った時期まで複数のワーキンググループをお願いいたしまして、活発にご議論いただき誠にありがとうございました。本年も、昨年と同様どうぞよろしくお願い申し上げます。

年の初めでもございまして、ご挨拶を今のようにさせていただくことと、もう一点お知らせをさせていただきます。

今年は助言委員の皆様の、2年ごとの改選の年に当たっております。前回は2014年に改選をさせていただきましたが、その際は4月の下旬にJICAのウェブサイトで公募をさせていただきまして、ゴールデンウィーク明けに応募の締め切りというスケジュールでございました。今年もほぼ同様のスケジュールになろうかと考えております。

助言委員会が発足いたしまして、これまで約5年が経過しておりますけれども、助言委員の皆様は、再選や再々選ということも可能になっておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

多分、再選や再々選をお考えいただく際に、もう少し助言委員会自体がこういうふうになったらいいのにと、あるいは、こういう議論があったらいいのにとというようなお話、お考えを持っておられることがあるかもしれません。助言委員会自体はガイドラインで設けられることが決まっておりますので、抜本的な助言委員会の見直しといえますのは、ガイドラインの改定時期にあわせて行うことになろうかと思いますが、よりよいものにするためにお気づきの点がございましたら、随時事務局のほうにお知らせいただければと思っております。

いずれにいたしましても、助言委員の改選はもう少し先の話ではございますので、4月の全体会合のときに改めてご案内をさせていただきますが、どうぞそれまでご検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上、皆様大変お忙しいところ、毎回恐縮でございますけれども、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡辺 ありがとうございます。

1点諸注意事項を申し上げます。マイク使用の際の注意点ということで、ご発言の際にはマイクのご使用をお願いいたします。今日は三、四人に1本程度ということになっ

ておりますので、大変お手数ですが、ご発言の方にマイクをお回しいただきたいと
思います。ご発言が終わりましたら、マイクをオフにいただきたいと
思います。

それでは、本日の議事進行を村山委員長にお願いしたいと
思います。

○村山委員長 では、よろしくお願ひいたします。

今日は案件概要の説明がなくて、助言文書の確定になって
いますが、その前に、ワーキングのスケジュールの確認を
させていただきたいと
思います。

次第の裏のほうですね。まずご説明いただけます
でしょうか。

○渡辺 ありがとうございます。

今日の午前中に事務局からメールを差し上げて
おりますが、1月は来週月曜日の助言委員会以外
ワーキングは予定されていません。2月につき
ましても、前半は特にワーキングにお諮り
する議題がないということで、2月19日以降
のスケジュールについて確認させていただき
たいと
思います。

なお、3月の年度末にかけては、業務が立
て込んでおりますので、今のところ3月11
日以降のワーキングは予定して
おりません。

また、本会議に先立ち、塩田委員から幾
つか予定の変更を既にお伺いして
おりますので、それ以外の委員の方
で、2月19日から3月11日まで、こ
ちらにご記載している担当委員の
担当表について、何か変更等ござ
いましたらこの場でお願いいた
します。

○早瀬委員 早瀬ですが、2月19日に入
れていただきたいと思うんです
が。

○渡辺 では、早瀬委員を2月19日に
追加。

ほかにございますでしょうか。

塩田委員のほうから、3月7日の当初
の予定がご都合つかないという
ことで、今、3月7日は高橋委員、
長谷川委員、原嶋委員の3名に
なっておりますので、もしどなた
か。

○佐藤委員 佐藤です。3月7日に
入らせていただきます。

○渡辺 それでは、佐藤委員を7日に
追加させていただきます。

ほかにございますでしょうか。

○原嶋委員 あと、2月29日に入
れておいていただいて結構です。

○渡辺 原嶋委員を2月29日に
追加。

ほかにございますでしょうか。

もし今後予定の変更等ありましたら、
随時事務局にご連絡いただ
きたいと
思います。今日の変更点を
申し上げますと、まず2月19日
金曜日に早瀬委員を追加。2月
29日月曜日に原嶋委員と塩
田委員を追加。3月7日は塩
田委員がキャンセルとなり、
佐藤委員を追加。3月11日
につきましてもは塩田委員を
追加ということになります。

よろしければ、今日時点では
これでスケジュールを確認し
たということにさせていただきます
と
思います。

○村山委員長 どうもありがとう
ございました。

それでは、助言文書の確定の
ほうに入りたいと
思います。今日は6件という
ことで、

ここの部分がメインになります。

まず1番目、トルコの揚水発電所建設事業で、ドラフトファイナルの段階ということです。

こちらについては谷本委員に主査をお願いしておりますので、まずご説明をよろしくお願いいたします。

○谷本委員 まず、それではトルコの可変速揚水発電所建設事業、ドラフトファイナルに対する助言案の件です。

ワーキンググループは、少し前になりますけれども、昨年11月30日。担当しました委員は、作本、清水谷、鋤柄、長谷川、そして私の5名です。

全体で44ほどの質問・コメントがありました。それを13の助言案にまとめております。

ページをめくっていただきまして、1番から簡単に報告します。

まず、全体事項はありません。

代替案のところも1件です。これは残土処理です。上の池を掘ります。その土をどこに処分するか。後ほど少し出てきますけれども、処分地が、これは最終的な場所だというふうなことで、代替案をきちんと書いてくださいということが1点目です。

次に、スコーピング・マトリックスです。全体にかかるような話なんです。2点目は、調査をやった結果の評価です。これをきちんと、対策前であるということを書いてくださいという助言になっております。

それから、3点目は送電線。600mと短いんですけれども、既存の下池を渡るような形になっています。これは今回の援助の対象から外れるという可能性はあると聞いておりますけれども、やはり池が上にも下にもというふうなことで、やはり鳥の問題があるんじゃないかということで、評価を見直してください。そして、きちんとバードストライクの危険性、可能性を書いてくださいということになっています。

それから、4点目は水利権です。下池にもあります。それから、下池のさらに下流側のところにも池があって、そこでも養殖がされています。やはりステークホルダー協議等で懸念が出ておりますので、こういう養殖業への影響を書いてくださいということです。

それから、5点目にいきます。上につくる調整池ですけれども、遮水に使うのがアスファルトだと。アスファルトを使うのは非常に一般的だと、日本でも使われているという説明を受けました。

ただ、どうしても「アスファルト」というふうに聞きますと、大気への影響——臭気、においですね。水質——特に油分ですか、そういうふうなことがありますので、施工時には十分な緩和策がとられている。特に風との関係で対策をとるということ。それから、アスファルトのプラントも、きちんと集落等から外れた場所にする。それから遮蔽等を考えるというふうなこと。そういう対策がとられている。

それから、運用時はもう常温下になっているので、大気、臭気、水質への影響はそれほどないだろうというふうなことの説明を受けました。特に、住民の人たちによく周知をしてくださいというふうなことを助言にしております。

それから、環境配慮に移りまして、生態系関係で、レッドリストに記載されている動植物、こういうものを移動させる、あるいは移植するというふうなことが想定されておりますけれども、専門家のアドバイスをきちんと得て行うということを書いてくださいというふうにしております。

それから、次が採石場。岩を取ります。その部分は景観のみならず、生態系への影響もないということが確認されたということですので、それを明記してくださいとなっております。

8番目、先ほど申し上げました残土処分地ですね、土砂の流出等の防止策がきちんととられている、そういうことを住民にも周知してくださいというふうなことをここで述べております。

それから9番目は、伐採が行われます。その場合に伐採するのか、あるいは移植するのか、住民からの要望とか希望というのはあるということですので、それを踏まえた上での対策を講じてくださいというふうに書いております。

それから次には、工事によって斜面とか、あるいは法面の改変が行われますけれども、そこに緑地化の計画があるということなんで、それをきちんと書いてくださいということです。

それから、11番目は、井戸を新たに掘るというふうなことが計画されております。その場合にはモニタリングの対象として入れるように、きちんと明示してくださいということです。

それから、ステークホルダー協議関係では、墓地の移転がやはり必要になっております。その場合は、やはり住民の要望とか希望をきちんと聞いて計画をつくってくださいということです。

最後は、その他として、財務分析のところで環境対策関連の経費が入っていると。これはガイドラインの見直しのところで議論になりました。そういうことで、長谷川委員が、特にこの部分は明記してほしいというふうな希望で、こういう助言案になっております。

以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。もしないようでしたら、これで確定ということにさせていただきますが、よろしいですか。

では、この内容で確定ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

どうぞ。

○原嶋委員 これは、文章それぞれに丸がついていないんだけども。

○村山委員長 全てですね、確かに。最後の句点を入れていただくということで確定をしてください。ありがとうございました。

それでは、2番目に移らせていただきます。

次が、フィリピンの洪水対策事業ということで、こちらはスコーピングの段階です。

主査を清水谷委員にお願いをしております。まず、ご説明をよろしく願いいたします。

○清水谷委員 それでは、清水谷が説明させていただきます。

ワーキングの日時は12月4日に行いました。参画された委員の皆さんは、石田委員、田辺委員、谷本委員、平山委員、そして私でございます。

この事業はフィリピンの洪水対策事業でありまして、洪水対策と排水対策の二つを行っていくという事業でありました。

それでは、助言のほうに入らせていただきます。

助言は、全体事項が多くなっております。

まず1番目ですけれども、フィリピン国でカビテ州のローランドにおける総合治水対策調査というのがありまして、その内容において四つに区分されている部分、発掘された全ての事業、優先事業としての円借款にて実施中の事業、それから今回のマスタープラン更新並びにFS対象事業、その他という形で区分したものを整理して、表と図にあらわすということが一つ目でございます。

二つ目はフィリピン国の中期開発計画の中に、洪水リスク軽減のための流域保存として、非構造物についても対策をするということになっております。そういった意味で、裨益住民の洪水などの自然災害への意識向上に資する対策についても記述するというのを入れました。

三つ目が、今回の調査に当たって、計画変更の背景や理由、根拠というものがしっかり書かれていなかったもので、その部分を記述してほしいということを書きとめております。

四つ目が、本事業において、河川改修や排水路の建設に関して、既存の部分と、それから新設の建設、橋などありまして、それがしっかりわかるようにDFRにその詳細を書いてほしいというものです。

五つ目は、測定データについての信頼性の確保のために、日本人の専門家の立ち会いをお願いするというものです。

六つ目は、洪水対策の中に、中央・地方政府による森林資源の利用や保護の取り組みの観点をうまく相手国に働きかけてほしいということです。

七つ目が、分水路建設、河道建設、排水路改修などの工事の構成要素を具体的に記述してくださいということです。

次に、代替案検討でございます。

代替案検討について、まず8番。河川洪水対策と雨水排水対策というのがそれぞれ別々に計画がされていたんですが、それについてシナジー効果が期待される場合は、初期の段階でその組み合わせを検討してほしいということを入れております。

9番。代替案の検討において、リスクマネジメントの改善、アセットマネジメントの構築、データベースの管理などでの検討結果を盛り込んでほしいということです。

10番は、影響家屋数が最小でない代替案が雨水排水対策の最適案とされていまして、それを採用した根拠というものを記述するというをお願いしました。

次に環境配慮です。

11番。生態系に関しては、マングローブの植生状況というものをチェックすることは当たり前なんですが、マングローブ域で生息する動物などの生態系も含めて調査をして、必要に応じて対策をとってほしいという旨のものをつけ加えております。

12番。「地形・地質」におけるTORにおきまして、海岸付近の水象の変化というのが想定されまして、その海岸部の土砂の堆積や浸食による地形変化についての対策を講じることができるような調査方法やモニタリング方法を、しっかりDFRに記述してほしいということです。

13番は、建設残土の処理に関してですけれども、一時的な場合も含めて新しい保管場所を設ける際に関しても、環境社会配慮確認を行ってほしいということです。

最後に社会配慮ですけれども、14番。河口付近で漁業で生計を立てている方々がいるかもしれないということで、それについての調査を行って、該当する場合は、それらの漁民を対象とするステークホルダー協議の開催も支援してほしいという内容となっております。

次に15番ですが、非正規住民への影響を把握することということです。

それから、16番、井戸水に与える事業の影響についても検討してDFRに記述すること。最後は17番ですけれども、移転地や代替地が現居住地から離れたところになる可能性があるということだったので、その生計手段の喪失や通勤・通学の負担増にも配慮するというものをつけ加えております。

以上でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

米田委員どうぞ。

○米田委員 助言の1番なんですが、私はよく理解できなかったの。この1、2、3、4に区分しているのは、2009の調査で区分しているという意味なんですか。表と図をその区分に合わせて整理してほしいということなんですか。

○清水谷委員 そのように理解しておりますけれども、谷本委員、それでよろしいでしょうか。

○谷本委員 これは石田委員と2人でこういう助言案をつくりました。

2009年のマスタープランでは、大きく、多くの事業が発掘されております。まず、それをきちんと出してください。2番目が既に実施中ですね、特に円借款でサポートされたものを書いてください、整理してください。次に、今回のマスタープランの変更。更新ですね、それからFSとして取り上げるもの。それで、その他残ったものというような形で。

これを文章では簡単に書いてあるんですけども、これをきちんと表にして、さらに図示をしてほしいというふうなことで、こういうコメントにしました。

○米田委員 それであれば、「区分した表と図を一覧に示し」とか、何か少し言葉を変えたほうがわかりやすいかなと思ったんですが。どうでしょうか。

○清水谷委員 これは文章を少し変えますか。

では、内容は理解していただいたと思いますけれども、その説明の文章自体がわかりにくいということでしたので、「区分した表と図の一覧に示し」という部分を後々修正させていただきたいと思います。

○篠田 審査部篠田です。米田委員から今コメントをいただいた形で、例えば、「区分した表と図を一覧で示し」というような形であれば、よりわかりやすくなるかなというふうに思いますが。このような文言で主査のほうはいかがでしょう。

○清水谷委員 米田委員、これでわかりやすくなったでしょうか。

○米田委員 はい。

○篠田 じゃ、そのように変えさせていただきます。

○清水谷委員 ありがとうございます。

○村山委員長 では、今の点はその形でお願いします。

原嶋委員どうぞ。

○原嶋委員 以前にも、かなり以前だったので、今の助言委員会ではない、その前の何とか会だと思えますけれども。これもフィリピンで同じような案件があって。そのときにすごく議論になったのは、できるだけ非構造物と非構造物対策で、構造物対策をできるだけなくすべきじゃないかということがすごく議論になったんです。多分、一般的には構造物対策が減れば住民移転なんかも減るような傾向もあると思えますし。そのあたりの議論というのは。

助言そのものに、特に大きな異存があるわけではありませんけれども、そのあたりの議論というのは。あるいは、どの程度もう決まっちゃっているのかということもあるんでしょうけれども。構造物対策と非構造物対策の割合とか全体の構成を、それについては議論されたのかどうかということです。

○清水谷委員 例えばカガヤン・デ・オロ川と、その部分の事例だったと思えますけれども、以前のやつですね。私もそのワーキングにも参加をしまして、その非構造物の対策、ソフト面への対策というのは、委員の中ではその部分も指摘されておら

れまして、議論になっていたと思います。

ただし、この事業そのものにつきましては、かなり計画が進んでいまして、その計画の中でどういうふうに改善をやるかということでしたので、その範囲内で検討したという形になります。

○谷本委員 1点よろしいですか。

今、主査のほうから説明がありました。実際ワーキングをやっておりまして、かなりソフト部分の議論はしました。同席されているコンサルタントの方々にもそういう必要性を求めております。

2番に両面の災害リスクの管理、2行目、3行目ですね。特に私は洪水予警報システムなんかは、システムを入れるのはいいですけども、住民の人々が本当に理解できるんですかというふうなことですね、そういうふうな提案もしました。そして、そういうシステムを入れる限りは、維持管理をきちんとやらないと無用の長物になりますということも言っております。

さらにはハザードマップ、これは9番ですか、石田委員が指摘されています。いろいろなリスクマネジメント、アセットマネジメント、データベースをつくるのはいいんですけども、本当にこれが住民の人たちにうまく返っていくのかどうかというふうなところですね。議論の中でも、例えばハザードマップをつくって、それはいいんですけども、実際に住民の人たちに避難の訓練というんですか、そういうこともやってみたらどうですかというふうな提案をしております。

ですから、本事業は、本当にハード一辺倒だということを言われればそうなんですけれども、少しずつは、「住民へ」というふうなことは、我々として、委員としてインプットできたんじゃないかなと思っております。追加になりましたけれども。

○村山委員長 よろしいですか。

では、ほかはいかがでしょうか。

○作本副委員長 先ほど米田委員が出された1番目の文章なんですけど、何回か読み直してみても、文章の意味がわかりづらいというだけのことなんですけど。「調査」がこの四つに区分した表なんでありませうでしょうか。この調査によって区分された表なんでしょうか。

この表というのは、これからつくってくださいということなのか、あるいは、もう既にこの2009年のマスタープランの中ででき上がっている表をここにも転記してくださいという意味なのか、どちらかがこの文章からは読み取りづらいという気がしたんで説明をお願いします。

○清水谷委員 これは、この2009年のマスタープランの中に既に網羅されているんですけども、四つの区分に分けたものが、それぞれどんな形なのかというのが具体的にわからないということで、表や図での整理を加えてほしいということで記載しているところがございます。

○田辺委員 2009年のMPは、この1と2はかかるのですけれども、3と4にはかからないのです。そういう意味では、ちょっとややこしい文章にはなっている。

○作本副委員長 今のご説明の中で、もう既に区分された表を今のように、四つのうち二つにせよ、これを転記するというか、もう一回コピーとして写すとなると、ここに区分の理由を、誰が責任を持って書き加えることができるのかという、次の段にもかかわってきますんで。やはり、誰がこのMPに基づく四つの表を作成したのかという主体の部分は、主語が何か。読みやすくすることなんでありましてけれども、明快にされたほうが読む方に。1番目の文言、文章でもありますから、わかりやすいんじゃないかと思います。

○清水谷委員 ありがとうございます。主語を入れる……

○田辺委員 提案としては、この1)を冒頭に持ってきて、2)の前に「同調査によって優先事業として円借款にて実施中の」というふうにつなげれば、一応1)と2)は、このマスタープランに基づいて分類されたもの。3)と4)は、特にそこにはかからないというふうには読めるかなと思います。

○作本副委員長 わかりました。私は、特に内容についてわからないこともありますけれども。文章が読みやすく、しかも1番目と2番目で、2回この中期計画とマスタープランが出ていますから、うまくそのあたりの使い分けを、説明の方法を示していたらありがたいと思います。

以上です。

○村山委員長 今の点は、前のほうで確認できますか。

清水谷主査いかがですか。

○清水谷委員 はい。どうでしょうか。そういった意味では、今田辺委員が提案された形で改良されていますので。

○谷本委員 了解しました、結構です。

○村山委員長 1番目の今の点は、スクリーンに映していただいている形で確定ということにしたいと思います。

岡山委員。

○岡山委員 一つだけ教えてください。8番なんですけれども、「河川洪水対策と雨水排水対策のシナジー効果」とあるんですが、これは恐らくは、河川氾濫と内水氾濫の双方において、両方総合的に対策ができるように、多分計画はなっているんだろうと思うのですが、それを意味しているのでしょうかということですが、いかがでしょうか。

○清水谷委員 回答させていただきます。事業案の中では、河川の洪水対策は洪水対策、雨水排水対策は雨水排水対策として、それぞれエリアを抽出して対策をつくってました。それで、ある川においては、洪水対策と排水対策がかなり近接の部分がたまたま生じていまして、それであれば、一緒に総合的にその部分を考えたほうが、よ

りよい提案になるということが、そういった意味で書かせていただいています。

そういった意味で、今ご質問にあったように、最初から雨水対策と排水対策を総合的に検討して、事業計画をつくっているというわけではございませんでした。

○岡山委員 なるほど。つまり、例えば河川氾濫は、堤防越水したり、最悪の場合は破堤ということもあるのですが、豪雨災害の場合には、一番起こるのは内水氾濫で、それを河川に対してはき切れないために起こるので、汚水排水対策というのは、恐らくはその内水ポンプであるとか、この上にある分水路の建設等々で行うんじゃないかなと思われま。

それらの内水氾濫対策と、要は河川の河道改修であったり、掘削であったりというところとの計画が、要は連動していないということなんですね。

○清水谷委員 そういう連動したような構造にはなっていなかった。それぞれの、洪水なら洪水の対策に対する改善案というものが出ていました。それだったので、今回はそういう総合的な対策が出せるように、早目に組み合わせの有効性を検討するということとつけ加えております。

○岡山委員 なるほど。ありがとうございます。

○早瀬委員 その調査の中身について目を通していないので、お節介な意見になるかもわかりませんが、先ほどからソフトとハードの両面のバランスだとかの議論を聞いていまして少し気になったんですけれども。ソフトを実際に有効に事業として実現する際には、行政からの押しつけの避難訓練だとか、そういうものに彼らが押しつけられて参加するというのでは、やっぱり不十分かなという気がするんですが。

そういう意味からすると、この調査、あるいは事業の組み立ての段階から、住民の積極的な関与と、彼らが積極的にそういうソフト面について協力しようとするような仕組みづくりのようなものが重要になってくるだろうと思うんですが。そういった点については、この中で触れられているんでしょうか。もしないようでしたら、触れておいたほうが良いような気がします。いかがでしょうか。

○清水谷委員 ワーキングの議論の中では、そういうソフト面の重要性ということが、かなり議論はあったんですけれども。それを、かなり住民を参画させてトレーニングをさせたり、意識を変えさせたりとか、あるいは住民の協力によって何か減災に導くような行動をとれるようなことについては……

○早瀬委員 これは、どこかに「産業地区」というようなことが書かれてあったので。住民というのが少し、存在感が見えないんですけれども。

でも、もし住民がそこに多数住まわれているということでしたら、彼ら自身が、今この洪水によって、どういうことを問題と思っているのか。彼ら自身がどうしてほしいのかということが満たされないと、彼らも前向きには、きっとソフト面の協力というのはなかなか難しいんじゃないのかなというふうに思うんですが。

そういう解決策を探る際の問題の認識の段階から住民の積極的な関与を求めて、彼

らと相談しながら進めていくということが必要なんじゃないかなというふうに思ったんです。

○石田委員 石田ですけれども。記憶はもう遠ざかっているんですけれども。記憶の範囲では、これは構造物、非構造物の両方をやるんだということで、非構造物、いわゆる人側の対策、人が自主的に何かをすることについては、少し時間を割いて議論したことは記憶しています。追加的ですけれども。

○清水谷委員 助言として、何かもう一つ加えたほうが良いということをおっしゃっておられるんですね。

○早瀬委員 ええ、留意事項。

○田辺委員 一応、この2番の最後のところに、「裨益住民の洪水などの自然災害への意識の向上に資する対策」という中に、含まれていると言えば含まれているかなという気はするんですが。

○篠田 審査部のほうから。

当日の議論において、確かにその非構造物対策について事前に質問をいろいろいただいたことから、別添資料として非構造物対策を3枚ほどのペーパーにまとめさせていただいて、皆様にご説明を申し上げます。

もちろん、この点について、非常に重要なポイントということで、一定時間ご議論をいただいて、その中で、幾つか非構造物対策についてしっかり認識されているということもあって、この2番のような助言になったというふうに認識しております。

その中では、例えば、住民の意識を高めるという意味で、早瀬委員がおっしゃられたのに直接的な回答になっているか不明ではありますが、水路の掃除を住民たちでやって構造物をきれいに使うとか、意識を高めるとか、あと洪水の早期のモニタリングシステムとか、警報避難といった観点から、これはどちらかというシステムになりますけれども、住民の皆さんがほぼ100%で携帯電話をお持ちということで、そこにSNSを流して、避難が必要であれば逃げられるようなシステムを構築するだとか、そういったようなことが提案されておりました。

○村山委員長 では、今のような点を含めてワーキングで議論をされて、2番のほうに早瀬委員からあった質問については対応していると、そういう理解でよろしいですか。

では、その形にさせていただきます。

そのほか、よろしいでしょうか。

確認ですけれども。これはスコーピング案の段階なので、スコーピング・マトリックスに関する助言もあっていいように思いますが、今回は特になかったということでもよろしいでしょうか。

○清水谷委員 ワーキングの中では、それは議論はしたんですけれども、結果として助言として残さなかったということです。

○村山委員長 わかりました。

鋤柄委員どうぞ。

○鋤柄委員 簡単に。5番の助言なんです、測定データについては信頼性の確保ということなんです。これは一般論として示されているのか、あるいは、この事業個別に何か不安材料があったのか。ドラフトファイナルにどういう形で書き込まれるのか想像できないんですけども。何か本件に関してデータの信頼性に問題があるような、そういう点があったのかというのを教えていただければと思いますけれども。

○平山委員 これは一般論として議論をしたものと考えていただいて結構です。こういったことの基本になるだろうということで、現地で丸投げの対応ということだけはしないようにということで書き込んでもらったものです。

○鋤柄委員 ありがとうございます。

○村山委員長 ほかはよろしいでしょうか。

よければ、一部修正が入りましたが、この形で確定ということにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、三つ目に移らせていただきます。

こちらはベトナムの幹線道路整備事業、ドラフトファイナルの段階ということ。主査を佐藤委員にお願いしています。ご説明よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 報告させていただきます。ベトナム国ハイフォン幹線道路整備事業。DFRの助言案について議論させていただきました。

ワーキンググループに関しましては、石田委員、作本委員、佐藤委員、谷本委員、二宮委員によるものでした。配付資料としては、表示のとおりものとなっております。適用ガイドラインとしては、2010年の社会配慮ガイドラインに基づいております。

コメントに当たって、まず48件のコメントが出た中で14件にまとめられております。

このハイフォンの幹線道路整備事業につきましては、スコーピングの段階では、ブーイェン橋、そしてグエンチャイ橋、そして第3の環状道路の三つの事業で成り立っておりますが、DFRの段階におきまして、これがくつついたようなものとなっております。

今から助言のほうに入りたいと思います。

全体事項でございます。1点目としては、この取り組みそのものがマングローブ林と深く、一部影響があるところもあるようですので、そういうマングローブ域の自然環境を享受できるように、保全と便益についてFRに記載するというような保全策の提案を行っております。

環境配慮に関しましては、レポートの中ではPM₁₀までの測定項目があったんですが、最近大気質のスタンダードとしてPM_{2.5}の測定項目が提示されてきていますので、その重要性をFRに記載するということが2点目であります。

3点目に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、環状3号線、そして橋が二つありますけれども、表示自身がつながっていたので、少し分けてやると、その地図の

中でより状況がわかりやすいということがわかりましたので、グラフの修正をしていただきたいというのが3点目の趣旨です。

4点目については、大気質の現況について、COについての記載を追記すること。これはデータの解釈が十分書かれていなかったもので、それを追記していただきたいという趣旨です。

5点目、TSP、PM₁₀、SO₂、NO₂、騒音レベル、DOなど、もう既にこの段階で基準値を超えていることがレポートから読まれております。それを踏まえて、2年間を超えて継続的な観測を行い、その適切な対処策を講じるようFRに記載するという、モニタリングと対策の必要性を書かせていただきました。

6点目としては、動植物の生態についての記述が書いてありましたので、場所、そしてその採取時期等を書かないと、生態は非常に変化しやすいものですので、その場所、時期等に関する詳細を記載していただきたいというのが、この6点目の指摘でございます。

7点目としては、現地の専門家の調査などによると、貴重種の存在が確認されなかったということをFRに記載していただきたい。書いていなかったもので、ぜひ書いていただきたいという旨です。

8番目に関しましては、特にこのブーイェン橋の近くには濃密なマングローブ林がございますので、それに対して保全策を具体化することをFRに記載をしていただきたいということです。

9番目に関しましては、この幹線道路の開発と付随した形で新規の開発計画が予定されています。VSIP産業パーク開発プロジェクトというようなものが、この沿線にもう計画をされているわけですが、それに対しても、環境社会配慮についてハイフォン市のほうに提案していただきたいというようなことが9番目でございます。

社会配慮に入ります。

10点目として、環状3号線の建設予定地に存在する、先祖を祭った3カ所の祭壇がございます。これについて、住民コミュニティの意向、要望を尊重するような対策を講じるよう提言をするというのが10点目にあります。

11点目としては、これは道路、非常に広範囲にわたるものですので、非常にそのリスク、そして事故等があることが予想されます。それを踏まえた上で、この子供の権利、労働環境、事故の項目に見られるようなリスク管理、事故防止のための対策を各段階で講じるよう提言として記載していただきたいというのが11点目でございます。

12点目は、盛り土区間が大半を占める環状3号線に設置される歩行者・一般車用の横断箇所については、設計段階において住民の意見や要望を確認して、それをFRに記載していただきたいというのが12点目の趣旨です。

ステークホルダー協議・情報公開に関しましては、意見・コメントについては書かれていたわけですが、具体的な属性が十分書かれていなかったもので、属性（男女等）

のことを書いていただきたいというのを書かせていただきました。

最後です。環境マネジメントの実施をするためのトレーニングのプログラムが書かれているわけですが、その人数・期間・頻度を明確にし、継続的な訓練と実施状況の確認が重要であることをファイナルレポートに記載をしていただきたいという旨です。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

○作本副委員長 中からで申しわけないんですけども。用語で、11番目と12番目なんですけど、「ペDESTリアン」というのと「歩行者」というのが。「ペDESTリアン」というのが11番目に入っていて、12番目が「歩行者」となっていますが、同じなんですけどどちらかの、漢字か片仮名に。すみません、本当に些末なことです。

それと、あと7番目の文章で、作本で申しわけないんですけども、「よると、」というコンマの位置を、「ことを」の次にコンマを入れさせていただいて、「よると貴重種の」と1本でつなげるような表現に。この場で申しわけないんですけど、改めていただければ助かります。

○佐藤委員 「よると」の後の点を取って……

○作本副委員長 取って、「ことを」の次に点を。

○佐藤委員 点ですね、承知しました。

○作本副委員長 すみませんでした。

○村山委員長 1点目はすぐ修正できますか。上の「ペDESTリアン」を「歩行者」に変えれば済みますか。

○佐藤委員 そうですね、「歩行者道路」になるんですか。

○村山委員長 ただ、ここは対策の内容なので、「歩行者への何か」ということですね。あるいは、ペDESTリアンデッキをつくるということですか。

○佐藤委員 一部にそういうのも含んでいたと思うんですけども。

最後にまた確認をして、言葉の調整をしたいと思います。

○村山委員長 では、その点は確認していただきたいと思います。

○佐藤委員 確認いたします。

○村山委員長 松本委員。

○松本委員 5番なんですけど、よく出てくるので確認をさせてほしいんですけども。現時点で基準値を超えている場合に助言の書き方についてですが、私自身が担当したときは、やはりその基準値におさまるような対策を講じることとか、「適切な」というふうに書いてあって、それがそれを意味しているのであればいいのかなというふうに思いますけども。やはり、もし基準値以内に抑えるのが重要である、現地国の法律に基づいて、そこに抑えるのが重要であるということであれば、そこは何か明示したほうがいいのかなと思ってこれを読ませていただいたんですけど、この点は何かご議

論はありましたか。

○佐藤委員 はい、まさに松本委員のご指摘のとおりです。私も、ほかの案件でもこういう言葉を取り扱ったことがあるので。今後、ある程度の言葉の統一をしていったほうがいいのかなと思いますけれども。いかがでしょうか。

○村山委員長 そうですね。

○作本副委員長 松本委員、ご指摘ありがとうございます。今、佐藤主査が申し上げたとおり、このような状況ですか、いわゆる、これから事業を始める前に、もう環境基準値を上回って、汚染が進んでいるという前提条件があるケースが多いんです。そういう場合にどうするかという考え方を、我々は、ある意味では議論しておかなきゃいけないんじゃないかと思う。そういう意味では極めて重要な指摘について、あるいは考える重要な指摘についてコメントいただいたと思います。

ただ、この「基準」という場合に、日本のように目標値を定めるとの環境基準なのか、排出基準なのかという、具体的に規制ですね、allowableというかpermissible、どっちをとっているのか、このいわゆる相手国の基準値から読み取れないこともあるんです。目標基準値だったら、通常の規制値の、日本だったら多分10倍ぐらい緩かったりということも見られるんで。そのあたりを読み抜くことが、必ずしも与えられた情報の中から可能でないということがあります。

あと、このあたりは、ある意味では基準値以内に抑えるとなると、いろんな対策がかかわってくるよね、複合汚染の場合もありますよね。道路からも、工場団地だったり、いろんなことがありますんで。そのあたりについて断定できないということと、やはり相手の国内の政策を尊重しなきゃということで、ここは、ちょっとそういう意味では二宮委員のご意見なんかも、もちろん一緒になって考えさせていただいて、提言ということで、やっぱり相手国の、まず主権の範囲というか、まずは対応、施策、そういうようなところが先に来るんじゃないかというようなことで、松本委員からされると、ちょっとトーンが落ちているかもしれないですが。

ただ、我々としてどういうスタンスをとるのかということは極めて重要な考えというか、場だと思しますので。ありがとうございます。

○松本委員 気になったのは、私が担当したときには、そのときは規制基準ではなくて環境基準だったと思いますけれども、それに抑えることというのを、やはり書かざるを得ないだろうと。相手の事情はわかるけれども、しかし、それを超えるという状態で新たにプロジェクトを加えれば、いかにその一つのプロジェクトで抑えようとも、基準値を超えた騒音なり、環境基準を超えている状態はより悪化するわけなので、やはりそれは書くというふうに。私が担当したときに書いたものなので、担当者によってその書き方が変わるというのも、これはどうなのかなと思ったものですから。

もし、作本委員が今ご説明になったように、これは、実を言うと規制基準なのか、環境基準なのか、その辺もわからないのでこうであるということであれば、このケー

スについてはそういうことなのかなというふうには理解をいたしますけれども。

以上であります。

○二宮委員 私も助言提案者の一人なので一言だけ。

今、確かに松本委員がおっしゃった、その対策のところそういう思いを込めているというのは、実は議論の中で、そういう気持ちはございました。

それで、表現ぶりを統一するかどうかということについては議論が必要だと思いますが、この基準値を超えているところが、何か所か非常に大きく超えているところがあって、そのことについて議論をしたときに、そのような場所は、交通の合流点であるとか、非常にボトルネックになっているところで、それ以外のところは、かなり基準値を下回っているところがあったので、ここの部分について無理やり抑えなきゃいけないというようなことになると、これからまた交通開発が進んでいって、交通の状況が変化していくので、その中で、路線全体として基準値を超えている部分がなくなるような努力をしていく必要がある、そういうような議論をいたしまして、超えていることを放置するといいますか、超えていても仕方がないという状況は、これは大変問題があるので困りますという議論はしたつもりです。

ですので、この「対策」という言葉の中には、下回る状態というのは速やかに解消していただきたいというような思いは込めていたつもりでございます。

○作本副委員長 私もどちらの立場をとるべきかわからないことと、もう一つ重ねて、示されている基準値がどっちの立場から示しているものなのか、そこが読み取れなかったんで、今のように若干私自身も混乱があります。

あともう一つ、日本なんかでも、これは基準値と言っても、健康を害する場合と、生活環境全般を汚染する場合とで使い分けをしているんです。健康に直接被害を及ぼすような場合は、直ちにやれ、強硬にやれと。だけれども、生活環境全体が悪化するような場合には、徐々にというか、緩くなっているという、そういう2段構えの姿勢をとっているところから見ても、我々は現地の基準がどっちに立っているのか、直ちにこの目標基準値を満たせと言い切れるまでの度胸というか、それが私にはないんであります。

これは、皆さん方から、むしろ、ここをどうするのかということでご意見を、僕なんかも聞きたいと思います。ありがとうございます。

○村山委員長 今のような議論で、「適切な対策」というのは、そのような意味が込められているということだと思いますが。恐らく、ここに並んでいる項目を見る限り、環境基準なのかなという感じはします。

こういう例は、ほかにも確かに指摘されていて。このプロジェクトだけの話では恐らくなくて、都市全体でも考えるべきことだと思いますので、この点については、文言としてはこの形でよろしいでしょうか。

ただ、この点については、ほかの案件にもかかわることですので、どういう形で統

一をしていくのか、あるいは別の言葉に直していったほうがいいのか、その点について、また別途ご議論いただければと思います。

よろしいでしょうか。

村瀬さんどうぞ。

○村瀬 実施段階のモニタリングのところを適切に行われていることを私ども監理課で確認しております。モニタリングをきちんと行うという視点ですので、少し今のご議論と見方が違うところがありますが、一言コメントさせていただきます。

今回ご議論いただいた道路案件ですが、今回助言としていただいている5番に書かれているような項目がモニタリング項目として出ているケースが多くありますけれども、実際にモニタリングをして対策をとれるかという点から考えると、環境基準を遵守するための対策といったようなことであれば、この案件に収まらないようなきちんとした環境管理対策といったものを相手の関係機関に求めることとなります。このあたりのいわゆるモニタリングの結果をどう使うかということについて、実際の対策が取れるかどうかということとあわせて検討しようと思うと、やはり少し難しいというか、すぐに結論が出にくいところがあるという点があると感じているところではあります。

あと、もう一つ、道路案件において、このくらいの項目を測定して、実態を把握して対策を検討する必要があるのか、それとも、例えばベトナムもしくは他の国でも、なかなかこういう測定自体が十分できていないところにおいて、道路セクターにおいてはもう少し優先度の高い項目というものを提示いただいて、相手国関係機関と合意した上で、きちんと測って結果を出してもらう。出してもらった上で結果について想定外のことがあれば、そういうものに対してきちんとした対策をまた求めるといったような考えというのも取り得るのではないかとこのところで、このセクターにおいて重要なモニタリング項目の選定というのが考えられないものかということは、道路セクターの他の案件も複数見て、考えているところでございます。

今回の助言について、特に今変更をお願いするというものではありませんけれども、モニタリング結果を確認する監理課の視点から意見を述べさせていただきました。

以上です。

○村山委員長 よろしいですか。

モニタリングについても、助言委員会で議論する機会があると思います。

全ての項目が難しいというのはわかります。例えば、騒音は、かなり具体的な対策がとれると思うので、もし項目で、限定的でも対策の可能性があるのであれば、その点はもっと強く指示をしていただくということはあるような気がします。全てではないけれども、限定的な指示の仕方はあるのではないかとこのことです。

早瀬委員。

○早瀬委員 道路案件の場合には、いつも私は気になるんですが、それは供用後に生じる累積的な影響について、やっぱり配慮が必要であるというのは、これはガイドラ

インに書かれてあるとおりだというふうに考えています。

今回は9番のところで、新規開発計画ということで、その影響について書かれているんですが、その計画として具体的に挙がっている大規模なもの以外の小さな開発だとか、そういったものの累積的な影響というものは、やっぱり道路をつくりますと沿線の利便性が向上するわけですから、非常に大きな影響があるんじゃないのかなというふうに懸念しています。

そういった意味で、ここで新規開発計画だけなんですけれども、その他のそういった累積的な影響についても配慮が必要だと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○佐藤委員 どうでしょうか、これはこの件に関してですか、それとも一般のこととして。

○早瀬委員 ここでも、やはり一言触れておいたほうがいいように思うんです。ハイフォン市というのは、全てのプロジェクトを管轄している地域なんですか。

○佐藤委員 はい、そうです。

○早瀬委員 そうしたら、ここに、「新規開発計画その他の開発による累積的な影響」というような趣旨を組み込んでおいていただいたらいいのかなと思いますが。

○佐藤委員 この文章に加えればよろしいですか。なるほど。

○村山委員長 確認ですが、ここに書かれている「新規開発計画」というのは、このプロジェクトに関係するものでしょうか。それとも別ですか。

○佐藤委員 直に関係するものではございません。ですけれども、これは道路整備の案件ですので、この付随するところに大体500haぐらいの新しい開発プロジェクトが進んでいて。そこは違う企業がそのプロジェクトの計画をしてはいるんですけれども、この環境社会配慮の考え方がそこに十分に反映されていないような印象を受けるので、ハイフォン市にそれを提案するという意図でございます。

○村山委員長 文言を修正してここで確定できればいいんですけれども、もう少し時間が必要であれば、ワーキングで練っていただくというのもあります。

○柴田 審査部の柴田です。まず、この案件のスコーピング段階の助言で、全体事項として、累積的影響に係る助言をいただいております。その内容は、ハイフォン市全体で複数の大型事業が、例えば、JICAでも支援しているラックフェン港ですとか、空港の改修ですとか複数の事業がありますので、その累積的な影響についてDFRに記述することというご助言を既にいただいております。

レポートのほうにも、助言に基づいての範囲にはなりますが、累積的な影響というのは記述させていただいております。その点を添えさせていただきたいと思っております。

○作本副委員長 今の早瀬委員のおっしゃる内容、累積的だけで今回足りるのかどうか、もっとほかの、不可分じゃないけれども、そういうことがかかわってくるかわかりませんが、新規開発計画というものが具体的に、我々がいただいた報告書でも示されているので。そういう意味では、例えばこんな文言はいかがでしょう。

「環境配慮にかかわる累積的な影響」と、今出していただいたような表現を入れることで、括弧内についてもハイフォン市に、「提案」というよりも、むしろ「提言」なんでしょうかね。「提案」となると、策を練ってということに。「提言」ならば、「こうしたらいかがですか」と軽く言えるんじゃないかと。ほかのところで「提言」と使っていますので。ということとして、そういう表現を入れると、将来的に間接的な影響について対応可能になるんじゃないかなという。

やはりJICAさんができるのは、ここでは提言ぐらいかなという気もするんです。事業主体も別ですから。そんなのでいかがでしょうか。

○佐藤委員 「環境社会配慮に係る累積的影響」とし、「提案」を「提言」に変えるということをお願いいたします。

先ほどの、作本委員のご指摘があった、7番の点を入れるということと、あとは、11番の「ペDESTリアン」を、「歩行者専用道路」というのに書き直していただければ、基本的には委員の方々のご意見は反映できているのかなと思います。

以上です。

○村山委員長 では、スライドで修正をしていただいた内容でよろしいですか。

よろしければ、この形で確定をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、これで三つ終わったということで、四つめに入らせていただいてよろしいでしょうか。これが終わった時点で、一度休憩を入れたいと思います。

四つ目が、パキスタンの国道5号線の改善計画。こちらドラフトファイナルの段階ということになります。

主査は高橋委員にお願いをしております。ご説明をよろしくをお願いいたします。

○高橋委員 高橋です。続きまして、また道路案件ですけども。今ご紹介がありましたように、パキスタンのカラチ市内国道5号線の改善計画ということですよ。

これは、内容はカラチ市内に至ります国道5号線。これは既に既存の改良区間がありますが、それに接続をいたします11kmの区間、これを4車線から6車線に拡張するということです。大規模な構造物とか、あるいは線形改良といったものは計画されておられません。

このワーキンググループは12月21日に開催されまして、委員は作本委員、清水谷委員、原嶋委員、米田委員、それに私の5名であります。

その際の、事前の質問とかあるいはコメント、70件ほどありましたが、それを今日お示しのように11件にまとめたわけですよ。その際に議論になりましたのは2点ございませぬ。

まず1点は、先ほどの案件でも議論になりましたけれども、既に現状で基準を超えているような大気汚染、あるいは騒音その他、こういったものに対する事業の影響の有無、あるいは累積的影響、こういったものに対して考え方、あるいは対策をどうする

のかといった点であります。

2点目は、非合法ではありますが、実際に屋台等の従事者がおります。こういった者に対する移転への対応、これをどうするのか。大きくこの2点が議論の中心でした。

それでは、助言案に入っていきます。

まず、助言の1点目は、スコーピング・マトリックスの中で、実際には行われているようですが、専門家からのヒアリングといったようなことが記載されておらずでしたので、それをきちんとFRに記述してほしいというものであります。

2点目の環境配慮。この2番と3番が先ほど来の議論に関連をするものです。

2番は、適用可能な国内基準がない場合には、日本などの基準を採用するというふうにしてほしいという点です。

3番目。これは既に基準を超えている環境質、これに対して、本事業を実施しない場合に比べて、これらの環境条件をより悪化させないということで、具体的な方法をFRに記述する。

それだけではありませんで、さらに中長期的な視点を含めて、全体として、今度は基準値を達成するような方法。つまり、当該道路だけではなくて、ソフトも含め、その他全般的な対策、こういったものについての提案をFRに記述するというものであります。

それから4番目、5番目は、学校あるいは住宅地、こういったところにおける騒音等の対策といったものについてFRに記述するという点です。

そして6番目は、工事に伴います廃棄物の処理等について記述をする。

そして7番目は、一応パキスタンには国家環境質基準というものがあるんですが、これがどうも法的拘束力がどの程度あるのか。それから、先ほども議論がありましたけれども、環境の排出基準なのか、生活基準なのか、こういったようなことも含めて確認をして、その結果を記述するという点であります。

次は社会配慮になりますけれども、これは先ほどの議論の2点目に関連をいたしますけれども、非自発的住民移転については、合法、非合法を問わず、JICAのガイドラインとの乖離がないような住民移転が実施されるということです。特に屋台等、非合法ではありますが、こういったものについても、既存の営業や生計に悪影響が生じないための配慮を行うということをFRに記述をするようにという点であります。

9点目は、道路敷地内にさまざまなユーティリティーがあります。このため道路の拡幅、あるいは排水溝の設置、こういったものによって既存のユーティリティーなどに影響が及ばないようにしてほしいという点であります。

10番目はジェンダーへの配慮。ステークホルダー協議によってジェンダーへの配慮です。どうしても、こういったお国柄、女性の権利といいたまうか、立場が弱いという点もありますので、そういった配慮方法に記述をするということです。

それから、11番目はモニタリングでありますけれども、通常JICAのモニタリングは3年ということになっておりますが、その3年実施をするということがまだ必ずしも明確ではありません。そこで、3年間モニタリングを実施するという事について事業主体と協議をすること。

以上であります。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

塩田委員どうぞ。

○塩田委員 塩田です。

道路事業という、日本でもそうですが、やっぱり騒音・振動ということになります。国際的に考えると、日本の騒音規制法・振動規制法は特殊なので、できるだけ国際規格、ISOを使って、それで評価されたほうがいいのではないかと。

というのは、振動を、屋外で評価しているのは日本だけです。ほとんどみんな家の中で評価するわけです。寝ているところで振動を感じるか、感じないかということなので。

ISOには、住宅の中でどれぐらいになったら、極端に言うと、健康に影響するか、しないかというのは、そういう基準が実はあるわけです。ですので、この国で振動関係の基準がなければ、国際規格で行ったほうがいいかなと。

騒音についても、道路交通騒音は、日本では官民境界線で評価しているわけです。、家の中でうるさいと言っているわけだから、やっぱり部屋の中で評価できるように、それもちやんとそういう国際規格があるので。

ただ、パキスタンがどこの国のものを参考にしてつくっているのかわかりませんが、日本の法律をまねしているのは韓国と台湾だけと言われているので、ほかの国はヨーロッパとかアメリカのほうをベースにしているということを見ると、やっぱり国際規格をベースにして評価することになるだろうということですので、そのほうが、ほかの国との比較もできるだろうということですね。

もう一点ありますが、実は私も大分昔に経験しましたが、タイのバンコクに道路をつくる時に、騒音とか振動がうるさいという話になったのですが、受け手の住宅が、基本的に窓がありません。というのは、冷暖房がないので、全部開放されているので、その開放空間の中で道路騒音を減らせといっても、なかなか難しい話になってきます。

そうすると、どういうことになるかということ、道路をつくる時に、どういうふうなつくり方をするのかというのが最大のポイントで、住宅中に騒音が伝搬してくるので、切り土部分の擁壁が遮蔽になる可能性になるので、そこでは騒音は減衰する。

一般には、この中にもありますが、何でも防音壁を建てれば騒音が減衰するみたいなことを言っているのです。そうではなくて、防音壁を建てる段階からそういうふうを考えておけば、もうそれほどお金をかけなくても騒音を減衰することができるので、

環境だけ考えているとなかなか話が難しいわけですが、やっぱり建設のことで環境のことを両輪で考慮しながら、この部分を助言されたほうがいいのではないかなというふうに思います。

○作本副委員長 やはり専門の方からのご意見で、ありがとうございました。私は勉強不足で、そこまで全くわからなかったのです。今の2番につきましては日本がさもモデルになるのかというふうに、私も全くの勘違いをしておりましたので。ここでモデルとして、国際標準として考える場合にISOでよろしいですか。

○塩田委員 ISO 2631/2というのがあるので。インターネットで開くと出てくると思います。

○作本副委員長 そうですか。「ISO等の国際規格」と言ってもいいですか、「基準」じゃなくて。では、「国際規格の採用を示唆する」というふうな形で。

○塩田委員 番号を入れておいてあげれば。

○作本副委員長 そうですか、ISO何番というふうに。そこまでわかんないんですけども。

○塩田委員 じゃ、後でお知らせします。

○作本副委員長 「ISO等の」でいいですね、「の国際規格」というような形で提案し直したいんですが、主査含めてよろしいでしょうか。

あと、お話の後段でありましたような、いわゆるこの基準の数値だけじゃなくて、測定方法が各国でまちまちなんですね、今ご指摘のとおりでありまして。そういうことで、3番のほうの3行目の、「ているといえる」という、ちょっとまどろっこしい表現にしている意味は、恐らく基準値だけを比べて単純には各国評価できないということがありますので、ここで「いえる」という意味は、測定手法、そんなところを我々はわからなかったんです。そこで、言葉としては濁したような表現になっております。

以上です。ありがとうございました。

○高橋委員 まず、助言案の3番について、大気や水や騒音につきましては、ここにもありますように、7番の国家環境質基準というものがあまして、一応パキスタン国内での基準値というのがあります。

そして、ないのは振動ということでした。この助言案なんですが、検討の際にも、最初は国際的基準というものを採用する、あるいは援用するという議論があったんですが、実際、この事業の中で日本の基準について既にコミットしているということもあり、こういう日本の基準を採用するというような表現にしたというふうに私は記憶をしております。

これを「国際的基準」というふうにするということについては、私自身は別にこだわりはございませんけれども、他の委員の方の確認をいただければというふうに思っております。

以上です。

○原嶋委員 2番については、調査団のほうで現状基準がないので、参照基準として日本の基準に照らして調査をされているので、2番は事実関係という意味では、ここは変える必要はない。おっしゃるとおりいろんな基準があるので、どれを参照基準とするかということについては、塩田先生がおっしゃったようなことでまた全体的な議論があると思いますけれども、2番は、文章としては、事実関係としてはこういう調査でそういう評価をしているので、変更する必要はないというふうに思います……ごめんなさい、3番についてです。

2番については、ISOまで書き込むかどうかというのは、実は多分審査部のほうでご意見があると思いますので。少なくとも日本がやっている事業で、日本でやっていることよりも悪いことをしちゃいけないというのは最低限あると思いますけれども、そこでいろんな基準があって、どれがベストかというのは一概には言い切れないので、そこまで書き込むかどうかというのは、今の段階では、私は躊躇というか、どちらかというとな否定的な意見です。

○村山委員長 確認ですが、2番のほうは変更する必要がないということですか。

○原嶋委員 3番です。

○村山委員長 3番ですか。

○高橋委員 2番も、「日本等の先進国基準」というのを、どういうふうに読むかというところかとは思いますが。

○原嶋委員 3番は確実に変える必要がない。2番については、個人的には変える必要はない。そういうことです。

○村山委員長 変えるとすれば、「国際的な基準」ということですかね。

○原嶋委員 多分、これは何かあるんだよね。IFMか何かの。IFCだったかな。

○村山委員長 ISOについては測定方法ですか。それとも基準まで含まれているのでしょうか。

○塩田委員 それはどちらでもいいですけども。ただ、日本の振動規制法を参考にするとというのはあまりよろしくない。というのは、境界線ではかるというのは意味がありますか。

○原嶋委員 その意味では間違っているわけじゃないですけども。これは全体的な問題で、多分IFCか何かの考え方を採用されているんですけども。そこは今結論を出せるような話ではないので。

IFCでしたっけ、土生さんが何か説明したよね。

○土生 事務局の土生です。IFCの基準に振動の基準が含まれているかどうかというのは確認が必要なので、今の時点で即答はできないんですけども。

○渡辺 せっかく塩田委員にご助言をいただきましたので、内容としては変わらなくてもというのはあるかもしれないですけども、例えば、「日本、ISO等の国際的な基準の採用を」と変更するのは如何でしょうか。ISO決め打ちというと、また調査団

のほうにいろいろと検討してもらおう事項があると思いますので、もし主査のほうがよくしければそのような形で。

○原嶋委員 今思い出しました。これはたしかガイドラインの言葉を引用したんです。ガイドラインにこの言葉があるんですね。

○渡辺 そうですね。この助言をつくったときは、ガイドラインの規定を引用しましたけれども。

○原嶋委員 JICAのガイドラインに、この「日本等の先進国の基準を照らす」というような、どこかにありましたよね、確認してください。

○高橋委員 今お話ししようと思ったんですが。そういうことでやったんですが、もし、特に振動について日本の基準があまりよろしくないということであれば、「日本等」を取って、「先進国の基準等の採用を示唆する」ということではいかがでしょうか。私は必ずしもISOとか何か、現時点でそこまで具体的にこちらで指定をする必要はないのではないかと。そんなふうにも考えております。

○塩田委員 それのほうがいいですね。

○早瀬委員 「国際的」じゃ駄目。「先進国」という言葉は何の先進国なのかよくわからないので、私はあまり好きじゃないんですけども。

○高橋委員 これはガイドラインに書いてあるんで、これは「国際的」でも何でもいいんですけども。

○原嶋委員 渡辺さん、ガイドラインのどこですか。

○渡辺 8ページの2.6の3です。ここでは「日本等の先進国が定めている」というのがあったので、そのときはここを使いましょうと議論しました。内容的には、先進国等というのか、国際的なというのと同じことではないかなと思います。

○村山委員長 いかがでしょうか。「先進国等」となると、いろいろなものが入ってくるような気がします。

○高橋委員 私が言ったのは、「先進国の基準等」といって、ISOなどが先進国の基準に必ずしも入らないかもしれないので、「先進国の基準等」という、最初に私はそういうふうにお話ししたつもりです。

○原嶋委員 ISOは、詳しくは知りませんが、スタンダードを示しているのか、方法を示しているのか、それは確認が必要になると思います。

○塩田委員 両方。

○村山委員長 その議論は、この場では控えたいと思います。

○塩田委員 「先進国」と書いてあれば、ISOのことを言っているのと同じだからいいです。

○村山委員長 では、「先進国の基準等」という、前の画面の形でよろしいですか。

○作本副委員長 自分の番号のところいろいろ申しわけないですけども、「先進国等の基準」なんじゃないですか。そうすれば国際規格が入るんで。「先進国の基準

など」というと、基準以外にガイドラインでも何でもいい、形態も構わないという意味なのか。「先進国等」とすれば、国際機関も入ると。

○村山委員長 でも、途上国も入りますね。

○作本副委員長 途上国も入る。ああ、そうか。

○村山委員長 基本的に、助言の内容は、まずはワーキンググループのほうに主権があると考えています。ですので、主査のほうでこの形でよいということであれば、この形で確定をさせていただきますが、よろしいですか。

では、この形で確定ということにさせていただきます。

松本委員どうぞ。

○松本委員 1点、多分これはJICA側に確認をしたいことなんですが、10番目にジェンダーの配慮が書かれています。私の理解するところでは今年度、2015年度から、少なくとも案件概要書レベルではジェンダー分類というのがなされ、「ジェンダー主流化ニーズ」という項目が明記され、協力準備調査の中で確認をされるという流れになったという理解をしています。この理解が正しいかということがまず一点と、もう一つは、つまりはジェンダーへの配慮というのは、そのジェンダー主流化ニーズの中に入って、およそ全ての案件において行われ、協力準備調査の中に書き込まれるのかどうか、そこを少し確認させてほしいんですが。

○渡辺 環境社会配慮のほうは、そのジェンダー主流化の流れとはもともと切り離されていて、やるということになっていましたので、そのような動きがJICA内部であることは確かです。ただ、協力準備調査で確認するということは、ガイドラインに基づいて審査部としてはこれまでどおりやっているということになっており、それをさらにどこまで細かいコンサルタントさんへの指示レベルで確認していくというのは、まだこれから議論しなくてはいけないということだと理解しております。

いずれにしても、ガイドラインに基づいて配慮しなくてはいけないということは、これまでも、今も、これからも変わらないと思っております。

○松本委員 気にしたのは、「ジェンダー分類」という項目が登場しているので、そのジェンダー分類というものに従って配慮がなされるようになっているかどうかという情報を提供してほしいということなんですが。

○渡辺 厳密に言いますと、ジェンダー分類と環境社会配慮のジェンダーの部分は、リンクはしていません。

○松本委員 わかりました。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。

早瀬委員どうぞ。

○早瀬委員 先ほどの累積的影響に関係するんですが。この場合も、累積的影響に関しての配慮が十分に行われているからここではコメントがないのか。あるいは、そこについての検討をされていないのかということをお聞きしたいんですけども。確

認させていただきます。

○高橋委員 私の理解としては、この3番の最後の部分、「中長期的な視点を含めて、全体として基準値を達成するための方法や対策」、この中にそういう累積的影響も入っている。実際にワーキンググループの中では累積的影響、またこれまでもさんざん議論をされてきた、これまでのプロジェクトにも出てきた、それについてということでも議論をしたのは事実であります。

○早瀬委員 その実際の計画の中で、あるいは今後の事業の推進の中で、そこについては十分配慮されるというご理解だというふうに理解してよろしいですか。

○高橋委員 DFRの中で必ずしも十分配慮されるかどうかというのは、私としては必ずしも確認されておりませんが。そういうこともあって、あえて助言として、3番でこの中に、その累積的影響も含めた対策などを提案するというを書かせていただいたということでもあります。

○村山委員長 早瀬委員よろしいですか。

では、ほかはいかがでしょうか。

もしないようでしたら、一部修正が入りましたが、これで確定ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、ここで一度休憩入れさせていただいて、残りを続けたいと思います。5分程度休憩をさせていただきます。

午後4時10分休憩

午後4時17分再開

○村山委員長 それでは、再開してよろしいでしょうか。

では、五つ目の案件に移らせていただきます。

こちらがインドのムンバイ湾横断道路建設事業で、ドラフトファイナルの段階です。

主査を松行委員にお願いをしております。ご説明よろしく願いいたします。

○松行委員 では、ご説明いたします。

この案件は、ムンバイからムンバイ湾を渡った対岸のナビムンバイまで全長22kmの海上道路をつくる案件になっております。

ワーキンググループは2015年12月25日に行いました。委員は石田委員、清水谷委員、谷本委員、平山委員、松行で行いました。

助言としましては八つしか出ておりませんが、このムンバイ側にフラミンゴが飛来する干潟があるということで、地元の環境NGOがこの道路の線形を再検討してくれるようにずっと主張されているようで、かなりこのフラミンゴについての議論が中心になっておりました。

まず助言のほうに入っていきます。

全体事項について。1番目は、この道路の運営・維持管理が外部委託されるということなんですが、その最終的な責任は、この事業主体であるムンバイ都市開発庁にある

ということを明記してくださいということになります。

2番目は、DFRの中の財務分析で、5年間はこの料金収入で円借款を返済できないというような財務分析が載っておりまして、そのムンバイ都市開発庁への財政面での支援が不可欠であるということを書いてくださいということになります。

次に代替案に関しまして、3番になります。こちらの地図は出ますか。もうちょっと大きくしていただけますか。ありがとうございます。

スコoping段階での助言を受けまして、地元のNGOがずっと線形を変えてくださいと言っていた代替案について、ここで比較をされています。すると、やはり比較をした結果、現状のほうが適しているというようになっていますが、ここでもう少し線形を変えた代替案が出せないのかというような議論になりましたが、このムンバイ側の基点のところの土地を持っているのが港湾局、MbPTというところでして、ここがどうしても、自分たちの敷地をまたいでくれるなど言っておりまして。あと、港に入る船の走行にも影響を与えてくれるなどということになっておりまして、NGOがずっと主張しているという線形は、ここでは比較はしているんですけども、もうとれない。逆に言うと、この今の線形しかとれないというご回答でした。

ですので、この推奨案が唯一のルートであったことを理由としてFRに加えることとすることを、ここで助言案として書いております。

続きまして環境配慮なんですけど、4番は、結論を根拠づける基礎データは、出典を含めて明記をしてくださいということ。

あと5番は、付帯条件もものとして、環境森林省よりCRZ、沿岸規制区域通過の許認可が得られたので大丈夫というような表現があったんですが、これはフラミンゴにもかかわることですので、この環境森林省がCRZ通過の許認可を出した根拠、これは、実際は簡易環境アセスを根拠として出しているようなのですが、それを明確に示してくださいということになります。

6番目ですが、フラミンゴ等の鳥類への影響についてですが、DFRでは、このMTHLのかなり北側にバシ橋という橋が既にあるので、そこでバシ橋建設の後もフラミンゴに影響がなかったから、フラミンゴへの影響はほとんどないだろうというようなことが書いてあったんですが。実際は、鳥類の専門家や日本の類似事例とかを専門家にヒアリングをして、フラミンゴへの影響がそんなに多くないという判断をされていたとのことなので、それをきちんと書いてくださいということになっております。

7番は、今フラミンゴのことだけ申し上げましたが、ムンバイ側及びナビムンバイ側にマングローブが群生しているところがありますので、この道路をつくることによって、そのマングローブの種子の漂流と分散について、影響を推定して書いてくださいということになります。

次に、ステークホルダー協議・情報公開に移りまして8番ですが、このDFRを読んでおりまして我々が感じたこととしては、ずっと線形を変えてくださいと言っている地

元の環境NGOとのコミュニケーションがあまりとれていないんじゃないのかなというのを感じました。

なので、最初の助言案としましては、そういう地元の環境NGOや専門家を入れて検討会を開いてくださいということをご提案したんですが、なかなかそれが現地の状況で難しいということなので、少し変えてこのようにしております。読みますが、「工事が予定されている干潟域並びに干潟を利用する生物の生態系に与える影響に関して、事業の計画段階、実施段階及び供用後のモニタリングの段階において第三者として専門家、地域の自然環境に詳しいNGO、市民団体等からの意見などを幅広く聴取し、必要に応じて事業に反映させ、本事業が影響を与える干潟の利用と保全について検討するよう働きかけること。」というように、最終的にはいたしました。

以上になります。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この案件について何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

松本委員どうぞ。

○松本委員 非常に単純なことなんですけど、最後の8番目の働きかける相手はどこになるんですか。

○石田委員 相手は実施機関だと思いますが。そこに名前が出ていましたMMRDAです。必要があればそれを入れましょう。いかがでしょうか。

○村山委員長 今の実施主体は追加ということによろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員 簡単な件なんですけれども。英語の略語の名前を入れておいていただくと、十分理解できない人に情報が行き渡るかと思imasので。よろしくお願ひします。

○松行委員 そうですね、ご指摘ありがとうございます。MMRDAと、CRZのところによろしいですか。あとMTHLですよ、事業名。それは後ほど入れていただくということでお願ひします。

○村山委員長 では、ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、今の点を反映していただいたという前提で確定ということにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

それでは、六つ目になります。ミャンマーのティラワ経済特別区開発事業、スコーピング案の段階です。

主査を原嶋委員にお願ひをしております。ご説明よろしくお願ひいたします。

○原嶋委員 お手元の資料のとおりでございまして、ミャンマーのティラワのSEZの開発事業。これはフェーズ2ということで、対象は後ほど出ますけれども、Zone Bということでございます。

お手元の資料のとおり、12月25日に私を含めて5名の委員で議論をしまして、今日

お手元のとおりまとめさせていただいております。

ご承知のとおりだと思いますけれども、この案件は大変複雑な経緯がございますので。

まず1番目でございますけれども、ミャンマーのティラワの経済特別区のZone Bというのを今回対象としております。700haです。

ご承知のとおり、全体としては2,400haが予定されている特別区で、既にZone Aの400haについては開発が進められておりまして、一部入居といいますか、供用開始も始まっているということでございます。

さらにご承知のとおり、Zone Aの開発をめぐるっては、JICAのガイドラインに基づく異議申し立てということがございまして、いろいろなきさつがあったということでございます。

そういったことを踏まえまして、まず冒頭では本事業、つまりZone Bの開発に当たりまして、大気汚染などの公害防止、あるいは住民移転等について、先行するZone Aでの知見、あるいは経験ということ十分に生かすようにということで、既に詳細についてはいろいろワーキンググループの中でもそういった教訓ですね、議論がありましたけれども、それを一番冒頭に助言として加えさせていただいております。

あと細かな点が幾つかございまして、まず2番目には、本事業を実施する事業者と、環境影響評価を承認する機関が若干重複する。簡単に言いますと、環境影響評価を承認する機関が一部事業者に出資しているということがあるようでございまして。そこで、言葉としては利益相反というような問題提起もございましたけれども、全体として公平性をどういうふうに確保するかということについては、十分ミャンマー政府に対して働きかける必要があるんじゃないかという問題提起が2番目にございました。

あと、国としてはご承知のとおり、いろいろな制度がまだ未整備の状況にございますので、EIAについても、今いろんな手続のドラフティングの最中でございまして、現在の事業については、ここにありますが、担当省の手続のドラフトに準じてEIAを行っていくということで、JICAのガイドラインと当該ドラフトの規定との相違点について十分に認識する必要があるということでございます。

あと、工業団地ということですので、実は、いろんな議論をする中で、一つのエクスキューズとして、必ず公害防止等を含めて、入居企業のほうでやっていただきますというようなことが多く出ておりましたので、工業団地全体の環境影響評価もそうですけれども、実は個々の入居企業、あるいは入居する工場の環境影響評価がどのようにしっかり行われるかということが非常に大きな鍵を握っているということで、入居企業に対しては、適切な環境配慮プロセスが行われるように十分な働きかけをするようにということで、4番目。

これは関連して、18番目に飛びますけれども、その後、入居企業が操業を始めた段階で、環境計画などの実施ということを求めていくようでございますけれども、そう

いったものが形式だけじゃなくて、実効性が伴うような形で担保するよというこ
とで、4番と18番、場所は別ですけども、そういった入居企業に対する環境配慮の
徹底、あるいは実効性の確保ということを要求しております。

5、6、7ということで、個別でドラフトファイナルレポートでの記載を求める事項
として、河川に関すること、あるいは給水計画に関すること、あるいは水害等に関す
ること、あとは貯水池に関することなどの助言を加えさせていただいております。

あと、代替案の検討ということで、既にかなりZone Bの中の土地利用などが決まっ
ておりますけれども、そういったものを決定するプロセスの中で環境社会配慮がどの
ように考慮されているかということ、その経緯を含めてもう少し詳しく記載するよ
うということで、9番、10番ということで助言をいただいております。

あと問題は、11番にございますけれども、ティラワの経済特別区そのものはZone A
が400ha、Zone Bが700haに続いて残りがありますので、そういった全体像を見極め
て、今後の開発の可能性にも言及して記載をするよということで11番の記載がご
ざいます。

あと、スコーピング・マトリックスにかかわることでございますけれども、まず、
やや全体事項にもかかわりますけれども、今回のスコーピングはZone Bを対象にして
いるわけですけども、当然、先行しているZone Aとの累積的な影響ということは、
ガイドラインの要求上配慮することが必要になりますので、そういった助言というの
を12番に記載させていただいて、その後、地域経済と生活・生計、社会的弱者、地域
内の利害対立、水利用について、個別でスコーピング・マトリックスの格付につい
ての見直しについて助言をしているということで、13、14、15、16ということでござ
います。

若干1番ともかかわりますけれども、Zone Aでの教訓というのもスコーピング、あ
るいは今後の評価についても十分考慮するよということで、若干重複する部分も
ございますけれども、17番も助言として加えさせていただいているということでござ
います。

環境配慮ということで、個別で幾つかございますけれども、先ほど申し上げまし
たけれども、入居企業が行う環境影響評価、これは全ての工場が行うことが要求され
るかどうかは規模にもよるでしょうけれども、少なくとも全ての企業に対して、工場団
地、工場地帯として環境保全計画というのを要求していくようでございますし、それ
ぞれの企業がちゃんと公害対策をしていただくということが非常に大きな鍵を握っ
ておりますので、その実効性をどのように担保していくのかということですね、そこ
が抜け落ちないようにということで、18番の助言ということで。

あと、個別で地下水。あと大気汚染にかかわって、特に工事の影響の問題。あと、
特に岡山先生からご専門の立場で廃棄物、あるいは下水にかかわる問題点について21、
22、23、24ということで、個別でご助言をいただいているということでござ
います。

今回の案件では社会配慮が一つ問題でございまして、25番の助言が非常に重要な点でございまして、読み上げますけれども、現地の住民の中には、1990年代に収用された土地は農地法に沿って返還（補償）されるべきとの認識を持っているということ踏まえて、適切な補償及び生計回復手段を検討するというので、Zone Aのケースに比べて、そういった関係者の割合は少ないようございましてけれども、Zone Aのような問題を再び起こさないような配慮ということで25番ということと、あと、個別の問題として、近隣の貯水池の水利用にかかわるある種のトラブルなどもございましたので、そういったものの対応について、26番で助言を加えさせていただいております。

あと、宗教施設とか、交通アクセスにかかわる助言事項として27、28ということど加えさせていただいております。

ステークホルダー・情報公開について、個別の手續について幾つか問題点を指摘していただいているのが29番以降でございまして、コメントの受領の方法、あるいは非識字者に対する配慮とかですね。あるいは、現状では住民移転実施体制で住民との協議の仕組みができておりますけれども、そういったものを内実のあるような形で運用できるような、より住民の意向を尊重できるような配慮をミャンマー政府に対して要求することとか。あるいは、情報公開の期間の妥当性の問題とか。あるいは、先ほど一つ、この案件の非常に難しいところとして、全体2,400haありますけれども、幾つかに分かれて進んできているというところが非常に難しい問題を生んでいるようございまして。全体の計画の進行と個別の地域の事情が、齟齬がないように、住民に対して十分説明をするように。この辺は、もし必要であれば松本先生から補足をいただければと思いますけれども、そういった助言が33番。

あと、モニタリングの実施の必要性についてはご承知のとおりですので、そういった実施体制をどう運んでいくかということについて記載をお願いしているというのが34ということで、全体で34の助言で構成したものをまとめさせていただきました。

以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この案件について何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

○石田委員 ステークホルダー協議の31番のところを教えてくださいなんですが。両小委員会に住民がメンバーとして入っているということだと思っておりますが、「より住民の意向を尊重したものになるよう」というふうに、非常に抽象的な言い方でまとめられているんですけれども。そこら辺は、具体的にはどんなことをミャンマー政府に働きかければいいのかということを少し教えてくださいませんか。

○松本委員 後でも追加の質問があるので述べますけれども、現在進行中なものですから書き方がこうなっています。具体的には何かというと、住民代表は、住民代表だと認めていない人たちがたくさんいます。したがって、形の上では住民代表ですが、それは、「あんな人たちを選んでいない」という人たちが存在しているというのが、

まず問題が複雑になっている一因です。

その一方で、その枠組み以外に、マルチステークホルダー・アドバイザリーグループというものができていて、ここはかなり住民の人たちが入っていて、現在このプロジェクトのZone Aのほう、フェーズ1のほうのモニタリング活動や、その改善に向けた動きに参画をしています。

ですから、現地の住民グループは幾つかに分かれてはいますけれども、このマルチステークホルダーのアドバイザリーグループについては、住民がかなり関与できているという意識を持っているので、やはりそういうものをうまく使うということも含めて、現在その住民代表に対して、本当に代表していないというような意見がある状態を改善してほしいということが、ここに込められたコメントです。

現実には進んでいまして、今、住民側が住民代表を選び直すというプロセスも、どうやら進んでいるようなので、あまり書き過ぎると、現在行われていることとの齟齬が生まれてしまうので、こういう、ややざくっとした書き方になっています。

○石田委員 難しい局面での助言の形成は大変だったと思います。

一つ理解したいのは、住民代表を認めていない人々がたくさんいるというのは、どこにたくさんいるんですか。両小委員会の中でも、例えば委員会を開くと、「君たちは住民代表じゃないだろう」みたいなことになるのでしょうか。

○松本委員 違います。住民側がです。住民側が、そんな人たちを選んだということをお認めしていないということです。

○石田委員 わかりました。

それと、もう一つ質問は、このような、より住民の意向を尊重したものになるようにミャンマー政府に働きかけることという助言を相手側に渡すんですね。相手の機関はこの助言を見れば、大体松本さんたちがお考えになられている懸念だとか、やってほしいことというのは伝わるとのことなんでしょうか。

○松本委員 つまり、今進んでいるのが、まさに住民代表の選び直しの作業なので、それを考えれば、むしろそれを理解をしている。それを後押しするというふうに考えています。

○石田委員 ありがとうございます。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。

石田委員。

○石田委員 全然わかっていないので、11番を教えてくださいんすけれども。

11番は代替案検討で、Zone Bが700なんです。それで700を含んで2,000haだから、残りは1,300あるんですが。この代替案検討の中で700に絞った経緯を説明するとともに、ここで書かれていることというのは、要は代替案検討は、本来であれば残りの1,300haも同様に今回検討すべきだったのではないだろうかというような趣旨なんですか。

○松本委員 代替案比較は、ほとんどあまり実質性がないものなんです、それは置いておいて。ここの趣旨は、そもそも2,000haを開発するという前提での700の区切りなんです。つまり、最終的には2,000ha全部に影響が及ぶのであって。例えば、今回の700のほうが住民移転が少ないといっても、結局2,000haでみんな動くわけですから、何の意味があるのかがわからないわけです。

ですから、ここで書いているのは、これはちょっとトリッキーでしょうと。1,300の開発の可能性についても書くことで、やや適切とは思えない代替案比較の現状を紙に残すという意図です。

○石田委員 わかりました。代表でもないし、モデルでもないし。要するに、あまり意味を見出さないで、こうしてくださいということですね。わかりました。

○村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

塩田委員。

○塩田委員 2番目のところに、出資者がTSMCであるから、公正さを確保するよう働きかけることと書いてあるのですけれども。具体的にどうのように考えていますか。これは第三者を入れるということなのですか。

○松本委員 これは結構議論になって、利益相反という言葉を使ったほうがいいというような議論もあるんですが、相手国の法律上これができてしまうので。つまり、相手が合法的にやっているものに対してどこまで言えるかという議論がありました。

じゃ、その中で何ができるかというと、例えばJICAの中で考えてみた場合、JICAも自分たちでプロジェクトを形成しながら、自分たちで審査はしているわけです。つまり、同じ組織の中に審査をする部局と、そして進めるためのサポートをする部局があるということは、可能は可能だと思いますので、そういう意味からいくと、このティラワのSEZ管理委員会の中で、事業を進めている部局もあるだろうけれども、アセスメントを認める部局もあるだろうし、中でちゃんと独立性が保たれるようにしているかどうかとか、そういう確認をちゃんとするというのはいつの考え方かなと思いますが、具体的には、今後JICAのほうで考えてもらうということにはなっています。

○塩田委員 なかなか難しそうですね。

○村山委員長 今の点は、恐らくワーキングで議論になっているはずなので、JICAのほうもこういう形で理解はされているということですね。

わかりました。

石田委員。

○石田委員 19番なんです。この地域は、ヒ素はかなり顕在的に出てきているんでしょうか。

○原嶋委員 今のところ確認はとれていないので、その点も含めて。今スコーピングの段階で、地下水についての事項がやや記述が欠落している部分があったので、あえて具体例を含めて、幾つかの助言を組み合わせてこういう形で助言をつけました。

○石田委員 ありがとうございます。

○塩田委員 4番ですけれども。「適切な環境配慮プロセスが行われるよう」と書いてあるのですが、これはJICAのガイドラインのことでしょうか。ほかにあるのですか。

○原嶋委員 多分、作本先生のご質問はお詳しいかもしれませんが。現状では国自身の法整備とか、ルール整備が十分ではないので、それを実質的にどう適切性を確保するかというのは若干宿題ということになりますので、記述としてはこういうやわらかな記述になっています。法律とかがしっかりしていれば、それはそれで書きやすいんですけども。今はそれが事実上ない状態ですので、こういう書き方になっています。

○作本副委員長 補足させていただきます、原嶋委員が今お話しされたように、大体経済特区法の中に環境保全というか、公害防止を図りなさいというのは入っているんです。ミャンマーでも書かれています。あとタイでも、やはり工業団地の、監督する側の工業団地庁というのがありますけれども、そこでもそういう法律をつくって、公害防止に努めなさいということが書かれているんですが、そのところはただ抽象的な文言で終わっておりますので。適切なといっても、なかなかアセスも含めて行われているかどうか確認しづらいんです。そんな意味合いかと思えます。

○村山委員長 では、ほかにいかがでしょうか。大体よろしいですか。

松本委員どうぞ。

○松本委員 その上でなんですが、ワーキンググループが終わって、それがクリスマスだったわけですが。もう現地では住民協議が進められていたんですが、住民協議会の様子がわからなかったのも、そこではあまり詳しいことが言えなかったんですが、年が明けてその状況がわかったのも、少しだけ。

やや助言案を確定するプロセスと並列してやっていいかどうかは疑問もないことはないんですが、特に助言案の中でいくとステークホルダー協議・情報公開に関係していることの最新のことでありますので、ちょっとだけこの場でご議論、質問させていただきたいことがあります。

先ほど次長にもお話をしたんですが、一つ目は、現地で配られている、公開されているEIAを入手したんですが、このEIAによれば、この現地で公開されて協議の対象になっているこのEIAというのは、700haのうちの262ha分であると書いてある。つまり、Industrial Areaという部分だけがこのEIAの対象であり、残りのLogistic AreaとResidence Commercial Areaについては、このEIAの対象になっていないんです。

つまり、我々が助言委員会で与えられた700haのEIAだという情報そのものが、現地では262haのEIAだといわれている。この齟齬があったら、私たちの助言は一体何だったのかというふうに思ってしまうので、まずこの一つ目の事実関係を教えていただきたいのが1点目であります。

そして2点目ですが、住民協議が始まっているんですが、これは公開されている文書

の一つですが、あとほかに何が公開されているかを聞いてみたところ、このEIAのスコーピングの、これはExecutive Summaryですが、これの英語版、そしてミャンマー語版、それにEIAスコーピングのフルレポートですね、フルバージョンの英語版のドラフトです。つまり、EIAスコーピングのフルバージョンドラフトのミャンマー語版というのが現地では公開されていないんです。これについてJICAはどのぐらい把握されているのかということが非常に気になるところであります。

ほかにもあと3点あるんですが、大きいところがこの2点なものですから、まず事実関係を聞きたい。要するに、この助言と直接関係ないと言えないんですが、逆にこんな状況で助言をした我々は、やや心外だなというふうに思いますので、ご説明をいただきたいというふうに思っています。

○小川 松本先生ありがとうございます。民間連携事業部の小川と申します。

先ほどいただきました262haの件なんですけれども、現状を確認いたしましたところ、12月の下旬、19日と22日に住民協議会をMJTDのほうでやっておりまして、そのときは700haとしてMJTDのほうで説明をしております。

ということで、先生がおっしゃられたとおり、今は262の、スコーピングの工業団地の部分が公表されているんですけれども、商業施設と住宅のほうのスコーピング案の公表が、すみません、若干手続的な問題だと思うんですが、遅れています。近々、今週はもうあれなんですけれども、来週早々にでも公表される見込みになっておりまして、それで合わせて700ということになっております。

後者のほうでございますが、おっしゃるとおりミャンマー語版、英語版のExecutive Summaryと、スコーピング案、フルレポートの英語版ということになっているというのは先ほど確認したところなんですけれども。これは、現在のMOECAFが作成しているEIA Procedureの、今はドラフト版なんですけれども、一応それに従って、フルレポートのほうは英語版のみになっているということを現状で確認をしております。

なので、スコーピング案もフルレポートのほうも、英語版ではありませんが、今公表されているという状況でございます。

○松本委員 1点目については、私はまた確認をしますが、間もなく公開されると。

つまり、現地から私にきた問い合わせは、700haなんですか、262haなんですかということですので、今のお答えを聞く限り700haであって、間もなく公開されるということですのでそれはわかりました。

2点目については、それはガイドライン上問題ないんですか。フルレポートじゃなくExecutive Summary。スコーピングについては何ら記述はないんですが、JICAとしては問題ないという理解でいいんですか。

○渡辺 審査部ですけれども。この点も、審査部としても急に耳に入った話であります。

まず大前提として、これは助言委員会のワーキンググループの間ではご説明したの

ですが、実はこの調査自体がJICAによる協力準備調査ではなくて、この事業を実施する民間企業さんが実施しているEIAのプロセスを助言委員会に諮らせていただいております、より丁寧に行っているということではあります、完全にJICAのコントロール下にある調査ではないという前提をお伝えさせていただきます。今の2点目の報告書につきましては、ガイドライン上は、今はスコーピング段階ですので、必ずしもフルバージョンの現地語版の報告書が出ていないことをもって、ガイドライン上明確に違反であるというふうには考えられません。

ただし、今後EIAのドラフトファイナルレポートの段階においては、そこについては提示していくことが必要になると思われかもしれませんが、現状の情報を元にしますと、この点でガイドライン違反があるとは、今のところは考えておりません。

○松本委員 わかりました。助言案に直接関係ないので、あまりこれでお時間をとってもらうのも申しわけありませんが。

私自身は、しかし第1フェーズで異議申し立てが行われた案件で、より慎重にやるべきZone Bで、スコーピングのフルバージョンが英語しか公開されていないということ自体が、ガイドラインの遵守、不遵守を今ここで議論はできませんが、決して適切だとは思えません。仮にこれがワーキンググループだったら、「フルバージョンをミャンマー語で公開すること」と、恐らく私は必ず助言に含めたと思えますけれども。これがわかったのがワーキンググループの後なので、もはやちょっと遅いということなので、あえて議事録が残るこの形で今発言をさせていただきました。

残り二つはお願いということでお伝えしておきたいんですが。現地からは、村に1冊しか閲覧用に供与されていない。これで2週間の公開期間というふうに言われているわけですから、そこへ行って、持ち出しもできないし、その状態で1村1部では、事実上閲覧が困難であるということを行っていますので、部数についても検討してほしいということでもあります。

それから、今のはドラフトEIAの公開期間は2週間なんで、スコーピング案がどのぐらい公開されるかというのはそもそも定めがないんですが、このあたりについての対応をお願いしたいということ。

それから、もう一つは、英語版しかなかったりしているので、英語のできるミャンマー人がいろいろサポートしているところ、どうやら翻訳問題がある、英語とミャンマー語で書かれている内容が違うという指摘がありました。具体的にいろいろ指摘をしてくれているんですが、それをここで話しする時間もありませんので、ぜひJICAのほうで、出資者の一員でもあるわけですから、ミャンマー語と英語が本当にちゃんとした対応になっているかという確認もしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○村山委員長 後の点をお願いということでもよろしいでしょうか。

では、ほかはいかがでしょうか。

早瀬委員どうぞ。

○早瀬委員 9番を、些細なことで申しわけないんですが、「本事業による環境社会への負の影響」というのは全てを指していると思うんですが、それが「適切な環境保全対策を実施することにより回避または低減が可能である」ということは言えるんでしょうかということなんですけれども。特に「環境社会への負の影響」の「社会」という言葉はどういう意味でここで使われているのかということがちょっと気になります。特に、「可能である」ということをDFRに記載するという趣旨そのものもよくわからないんですけれども、それも含めて検討いただけたらと思います。

○原嶋委員 長谷川先生がいらっしゃらないので、かわりという形になりますけれども。内容的には、ある種当たり前といいますか、必然的に求められていることをリマインドする形で求められたというふうに理解しております。

ただ1点、もし言葉の問題で、前段では「環境社会への影響」とあって、その後は「環境保全対策」というふうに書いてありますので、ここで「社会」というのは抜けていますので、もしこのあたりで問題があれば、「環境保全」というのを抜いて、適切な対策を実施することによって影響を限りなくゼロ、あるいはゼロに近づけるということで、きちっと明記するようというふうなことで。マイナー修正でお許しいただけるのであれば、「環境保全」を取るという形ですね。

○村山委員長 では、今の時点でそういう修正をするということによろしいですか。

では、今の点は含めた形で修正するということになります。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の点に修正を加えた上で確定ということになりますが、幾つか質問、お願いというのがありましたので、その点も含めてご検討いただければと思います。

以上6件、今回は年末にかなり多くの案件をご担当いただきましてありがとうございます。特に、最後の三つについては12月20日以降、恐らく年末年始に相当時間を使っていたと思います。ありがとうございました。ただ、できれば助言委員会の立場としては、こういう時期にこれだけの案件をまとめていただくよりは、別の時期にお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

3番目、環境レビュー段階における報告ということで、5番目に扱ったインドの横断道路の建設事業ですね。こちらについての報告をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○田中（耕） JICA南アジア部の田中でございます。

今回は助言確定と環境レビュー方針のご説明が同日になるということで、ワーキンググループで審議いただいた助言案をもとに環境レビュー方針を作成させていただいたという、この点をご容赦いただければというふうに思っております。

まず、案件のご説明でございますが、マハラシュトラ州ムンバイ都市圏において全長22km、うち16kmが海上、6kmが陸上という部分の海上道路を建設するというところで都市計画開発が計画されています。これでナビムンバイとムンバイ、このムンバイ都市圏というのは非常に渋滞しておりますので、そこの連結性を向上させていくというプロジェクトでございます。

環境関係、環境社会関係での影響としては、汚染関係で、例えば大気、水質、廃棄物、騒音、振動、土壌等ございまして、これらを工事中、それから供用後にそれぞれ適切な対策をしていくというふうに考えておりますし、特に生態系についてはマングローブ、それからフラミンゴ等への影響があるということ。

それから、社会環境については、セウリという地域において282世帯の住民移転を伴う。さらには、ナビムンバイ側で100ha程度の用地を必要とする。もう一つ、漁民で最大410人の漁民についての補償が必要になりそうというようなことがございますので、それらについても議論をいただきました。

これらを受けた環境レビュー方針でございますが、全般的な事項としましては、ステークホルダー協議というところで、特に指標種となると考えられますフラミンゴについて、第三者の専門家、地域の自然環境に詳しいNGO等の方からのご意見を聴取する場を設け、必要に応じて事業に反映させるように実施機関と協議する。これは助言8番の対応でございますが、というのがございますし、モニタリングの項目、頻度、方法、実施体制を含めたモニタリング計画を確認させていただきます。

さらには、事業実施中、供用後のJICAへのモニタリング結果報告について、フォーム・頻度等を確認させていただくつもりでございます。

その他といたしまして、EIA、RAP実施の費用、スケジュール、実施体制等というものも確認させていただくつもりでございます。

汚染対策全般でございますが、環境管理計画の詳細について確認させていただくということ。

生態系については、長期的な鳥類のモニタリング計画及び実施体制を確認させていただきます。

社会環境については、ナビムンバイ側の用地取得に関する詳細、被影響住民数、苦情処理メカニズム等について確認する。

それから、漁民に対する補償について、補償方針の策定過程で漁業組合の代表者を含む関係者の意見が聴取されていること。本事業に対する大きな反対がないことを確認させていただきます。

漁民に対する補償に関する詳細（生計への影響の有無、モニタリング実施体制、苦情処理メカニズム等）についても確認させていただきます。

それから、先ほどいただいた助言委員会からの助言への助言対応の方針でございます。

基本的には1から7までいただいている助言、これはレポートへの助言というふうに理解しておりますが、これらについてはレポートへの明記という形で対応させていただきます。

それから8番でございますが、工事が予定されている干潟域並びに干潟を利用する生物の生態系に与える影響に関して、事業の計画段階、実施段階及び供用後のモニタリングの段階において、第三者としての専門家、地域の自然環境に詳しいNGO、市民団体等からの意見等を幅広く聴取し、必要に応じて事業に反映させ、本事業が与える干潟の利用と保全について検討するようMMRDAに働きかけることということでございますが、特に干潟の生態系、特に指標種と考えられるフラミンゴについて、第三者の専門家、地域の自然環境に詳しいNGO等からの意見を聴取する場を設け、必要に応じて事業に反映させるよう実施機関と協議させていただきます。

以上でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

以上のような形でご報告ということですが、何かご質問ありますでしょうか。

○石田委員 番号の8番に関連して。全般的事項のところ、環境レビュー方針のステークホルダー協議に入れていただいているのはとてもいいことだというふうに思います。

ただ、今から私が言うことは屋上屋を架すようなことになるのかもしれませんが、12月のクリスマスのときに私たちがワーキンググループで話し合ったときも、主査も言われていましたし、私もかなり気になったのは、再度そういう意見を聴取する場、つまりステークホルダー協議のような場を設けた場合に、NGOの人たちが言った意見をどの程度シリアスに捉えて、全面的に回答を返していただけるかというところがポイントだと思うんです。

既にNGOの方々は懸念を表明しているんです。「フラミンゴがこれだけ来ているけれども」とか、いろいろ言っているわけですね、「ルートの変更の必要があるんじゃないか」と。それに対しての返事が正面から答えていないように見受けられるんです。

こうやって生態系のお話をきちんと取り上げていただいた以上、そういうお答えをもう一度返すんじゃなくて、もしそういう場があれば、そういう場をつくっていただけるんだと思いますけれども、そうではなくて、多少なりともサイエンティフィックなことを踏まえて、「生態系にこういう影響が出ないと思うから、このルートで大丈夫だ」というようなことも含めて、いわゆる普通の対話が成り立つような意見聴取の場にしていただけないかなというふうに望みます。

そのためには、難しいのかもしれませんが、そこにおけるJICAの監視とまでは言いませんけれども、JICAのスーパーバイズという言い方もまずいと思うんですが、こういう生態系のことを理解したというJICAさんの積極的な関与が望ましいのではないかと

なというふうには感じています。

○田中（耕） ご意見を承りました。この、レポートの中に反映するようという6番のご指摘の中で、鳥類専門家へのヒアリング結果等の話も入れておりますので、また、いただいた科学的な根拠を持った対話のようなことは働きかけていきたいと思っておりますし、そこにJICAとしての関与というのを、より積極的にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

田辺委員どうぞ。

○田辺委員 代替案検討についてなんですけれども。この最終的な推奨案が唯一のルートであったということと、それから、ガイドラインに書かれている「複数の代替案を検討する」という文言の解釈なのなんですけれども。唯一のルートでしか選びようがないという状況しか検討していないとなると、この「複数の代替案を検討」できるような代替案検討はされていないのかなと。

つまり、結果的にはこのEIA策定のプロセスにおいて、こういうプロセスであったということと、JICA側として、融資をする立場として、この代替案検討が妥当だったかどうかというのは別の話になってくるのかなと思うので。恐らく、この環境レビュー方針の中で、この代替案検討が適切だったかどうかということ、改めてきちんと整理する必要があるかなと思われるのですが、いかがでしょうか。

○渡辺 審査部から若干ご説明しますと、本件の代替案検討につきましては、助言案では「唯一」と記載されていますが、先ほど松行主査からご説明いただいたルート検討以外にも、実は、本件は歴史的なプロジェクトのために、過去からいろいろなルートの代替案検討が行われた経緯がありました。

先ほどの松行主査がご説明いただいたところは、最近になってこのBNHSという団体から、そのルートの一部について違う代替案を検討してほしいというレポートが出てきたという経緯があります。実施機関としてはその代替案についても検討して、港湾局と協議した結果、先ほどご説明があった通り、港湾局としては提案された代替案では港湾全体が全く使えなくなってしまう等の理由で受け入れられないという正式な回答がありました。したがって、実施機関として十分な代替案検討をしていないというわけではないというのが我々の理解です。

○田辺委員 環境社会配慮上、複数の案、つまりそれ以外に代替案として選択し得る案というのは存在したということですか。

○渡辺 そういう意味では、先ほどの2案というのは、環境社会配慮上の観点で言うと、干潟を外すルートというのが提案された。コストなども計算したけれども、結局、用地取得のところでこの提案は現実的ではなかったというのが実施機関の今のスタンスです。それだけを理由に受け入れないという回答をしているわけではなくて、そこは全部やったけれども、やっぱりそこがボトルネックになってしまう。これは環境社会

影響上の代替案として成り立つ代替案を検討したと考えております。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかはいかがでしょうか。

鋤柄委員。

○鋤柄委員 二つ教えていただきたいんですが。助言案の2番に対応して、州からの財政的支援が必要となるということがファイナルレポートにも書かれるということですが、この点について、州政府のほうへ、この必要な支援をするかどうかの確認はしなくてもよろしいのでしょうか、というのが1点と、あと、これは先ほどのミャンマーの話とも関連しますけれども、情報公開のところで、EIA、RAPの現地語についてはサマリーを配布するということになってはいますが、これも全文の現地語は配布はされない、インドにおける英語の普及状況等もあるかとは思いますが、そういうこともあって、現地語はサマリーだけというご判断なのか、そこを教えていただければと思います。

○田中（耕） 州の財政負担の話でございますが、審査の過程では、州の実施機関のみならず、州の上位機関、さらには首席次官のような方と協議を行って、このプロジェクトに対する持続的な支援というものを確認していきたいというふうに思っております。

○渡辺 情報公開のところには、まさに鋤柄委員のご理解のとおり、インドという国もありますので、基本的には英語で行っています。ただし、マラティ語という現地語のみを理解するという方も想定され得ますので、その部分についてはサマリーという形で配布をしているという対応になっております。

○村山委員長 よろしいですか。

それでは、ほかはいかがでしょうか。

よろしければ、この形でご報告を受けたということにしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

それでは、3番まで終わったということで、次が4番、その他ということですが、JICAのほうからご報告が一つということですね。よろしく願いいたします。

○渡辺 最後に1点ご報告があります、議題のその他として、これはご記憶にある方も多いかと思えますけれども、昨年9月の助言委員会で、ADBと連携したファンドに対する出資の環境社会配慮の考え方を一度ご説明申し上げたのですが、当時はADBとの連携ということで二つのパターンをご説明申し上げました。その後、このようなスキーム・やり方が複数の国際機関との間で盛り上がっている状況にあり、今一度この点をご報告して、今後、こういう形もありますというのを説明させていただく場を今回設けさせていただければと思います。

本日は、企画部の担当課長の田中が来ておりますので、説明を企画部のほうにお願いしたいと思います。

○田中（総） それでは、私のほうからご説明させていただきます。

こちらの資料にも書いてございますけれども、最近インフラ投資、それから気候変動等の分野におきましてドナー間協調の国際的潮流がございますけれども、加盟国が国際基金に信託基金、もしくはプライベート・エクイティーファンドのようなものを設立しまして、国際機関のプラットフォームですとかナレッジを活用して、プロジェクトへ投資する例というのが多数出現してございます。

こういった潮流におきましては、私どもとしてもこのような潮流ですとか、あと日本政府の意向等々も踏まえまして、国際機関の主導する信託基金ですとか、プライベート・エクイティーファンドへの出資業務、こちらが求められていることもありまして、今後増えてくるのではないかというふうに思っております。

これは私どもとしまして、多国間の共同枠組み、こういったものへの貢献姿勢を発信しまして、あと開発援助に関する知見、これを我々としても共有できるということで、私どもにとっても意義があるものというふうに理解してございます。既に、先ほど申し上げました助言委員会でもご報告させていただきましたADBとの連携の信託基金への出資などは、その一つの事例かというふうに思います。

ただ、日本政府の政策方針としても、質の高いインフラパートナーシップというところで、先ほどもありましたが、今後はADBに加えて、こちらにも書いてございますけれども、アジア開発銀行のみならず、例えば、今後TICADもある等々、アフリカ開発銀行、従来の世銀、それから米州開発銀行といったところとの連携、こちらも今後グローバルな展開として考えていきたいというような話がございまして、こういったところをどんどんこれからも行っていく可能性があるという背景について、まずご説明させていただきたいと思っております。

本日のご説明の趣旨としては、先ほど渡辺のほうからも話がありましたけれども、JICAが取り扱う国際機関主導の信託基金ですとかプライベート・エクイティーファンド、こういった出資業務という特殊な形態、これまでなかったような形態の、環境ガイドラインですとFI案件、こちらが想定されてございますので、JICAガイドライン上の整理とあわせて、その対応を報告させていただきたいというふうに思います。

具体的にどのようなスキームかといいますと、従来のFI案件というのは、これは私どもが途上国の開発金融機関を経由してサブプロジェクトに資金を流すというふうなのが従来でございましたが、このような案件、具体的に今後想定されるものとしては、国際機関が出資するファンド等、こういったところに対して我々が出資するというものでございますけれども、ポイントとしましては、国際機関の能力を信任しまして、JICA資金の運営を託して、案件の選定及び管理についても国際機関を中心としたところに委ねるという点でございまして。

私どもとしては、出資をした後は、サブプロジェクトの情報収集の観点からも、それから守秘義務上の話とかでも、最後のこのプロジェクト、民間事業のところと、そ

れからファンド等の中でのいろいろなコミュニケーション、こちらから入ってくる情報というのは制約があるということになりますので、国際機関と投資先とのいろいろなやりとり、こちらも我々としては間接的にしか情報提供される立場にないという状況がございます。

案件としましては、私どもJICAからこのファンド等に出資するという整理では、これはFI案件としてガイドラインの3.2.1の(4)で定められているFIとしての審査、これは通常どおり行おうと考えてございますが、一方で、このような情報提供を受ける制約もあるということがございますので、今後、国際機関の主導する信託基金、プライベート・エクイティファンドへの資金拠出におきましては、カテゴリA相当の個別投資案件が含まれる場合でも、このガイドラインの同じ(4)の第3項で求めますカテゴリAのサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリAで求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開は、例外として、私どもとしてはJICAが独自に行うのではなくて、国際機関の実施に委ねる形で整理したいというふうに考えてございます。

ここで申します信託基金、ファンドへの資金拠出というのは、口頭で申し上げますと三つぐらいの条件があるかなというふうには思っております。

一つは、まずJICAが、ファンド等が選定する個別案件、これに対する最終的な決定権限を有さないというものでございます。実際には、ファンド等がいろいろ個別案件に、青い矢印のところでもいろいろ情報交換をしてやっていきますけれども、これはファンド等が最終意思決定をするものであって、私どもとしては、間接的に情報は得られるものの、その意思決定権を有さないという点。

それから、これは一番重要なところだと思っておりますが、JICAのこのガイドライン相当のセーフガード政策、これが協調投資先の国際機関等によって適用されまして、かつそれが適切に実施される体制であるということをおもひが確認をする。そういった体制であることが条件である。

さらに、モニタリングの結果、JICAガイドラインが遵守されないと判断される場合は、その場合を実際のファンド等と協議できる枠組みが用意されているという、以上三つを条件として、私どもとしては先ほど申しましたとおり、ガイドラインのFI案件で求められています、カテゴリAで求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開というのをJICAが行うのではなくて、国際機関の実施に委ねたいというふうに考えてございます。

あと、こちらのガイドラインに書いています、環境レビュー及び情報公開をやるというところについては、具体的にどう進めていくかということでございますけれども、カテゴリAに相当する個別投融資案件、投資案件の環境レビューにつきましては、国際機関に一任するという事として、JICAは助言委員会の開催を含めて、独自にカテゴリAの環境レビューのプロセスは実施しないということをおもひが想定してございます。

カテゴリAに相当する個別投資案件の情報公開につきましては、国際機関が公開する環境レビュー結果ですとか、モニタリングに関する情報のリンクをJICAのホームページにリンクを張る等して、国際機関と同等の情報公開の対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、簡単でございますが、ご説明にかえさせていただきます。

○村山委員長 以上ですね。

かなり時間が来てはいるのですが、いかがでしょうか。ご意見というのはなかなか難しいかもしれませんが、ご質問があれば。

○作本副委員長 今の仕組みというのは、繰り返し教えてもらっても、まだ私もよく理解できていないことはあるんですが。

やはり、ここでファンド等という、ここに新しい組織が生まれて、これが民間事業に今度は融資する。JICAは出資するわけですから、やはり利益もそこで考えていなきゃいけないという、そういう仕組みになるんじゃないかと思う。適用するものは国際機関のガイドライン。JICAも一部、ティラワでもこれはなるんですか。

○田中（総） いえ、なりません。国際機関が主導するものでございます。

○作本副委員長 ならないわけですか。

やはり、先ほどの議論の中でもあったんですけれども、利害相反行為ですよ。このファンドというのは、やはり民間でありますから、そこへJICAさんは出資するわけで、そこでのファンドの利益と、JICAさんが考えているような若干公益的な利益。これは民間事業ですから、一致するのかなという、衝突する場面があるんじゃないかという。利害相反という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういうものが第1番目。

あと、民間企業がここに入るのかどうかわかりませんが、入った場合には民間企業とJICA、あるいは国際機関が横並びになれば、そこに守秘義務というのは必ずついて回りますよね。JICAさんはそれをこの場で、公開で一緒になって議論できるのかどうか。あるいはガイドラインものとしてそれをお願いしても、JICAさんとしてはそれに答える、企業さんのほうから得られた守秘義務の条件下で答えることができるのかどうか。

あともう一つは、株主になるのかわからないんですが、そういう何か出資比率に応じて責任、権限があるわけですね。その場合に、出資比率が大きい場合、国際機関がということはあるでしょうけれども、JICAさんが極めて小さいような場合。5%とか10%未満。そんなときに、どれだけこのガイドラインを適用する気があるのかどうかわかりませんが、発言権というか、ガイドラインの効果を広めることができるのか、適用できるのかどうか。

そのあたりの、今3点なんですけれども、とっさに気になったものですから教えていただければありがたいと思います。

○田中（総） これからいろいろな事例が出てくるかとは思いますが、基本的

に今申し上げましたのは、あくまでもこのファンドというのは、国際機関が主導するイメージを持ってございます。したがって国際機関も、やはりあくまでも自分たちのガイドラインがあり、そしてその国際機関のガイドラインに基づいて事業を行っていくということでございますので、そこで非常に不透明なものであれば、当然国際機関はそこに出ない。したがって、国際機関が出なければ我々も出ないというものでございますので、あくまでも国際機関のガイドラインがそうやって適用されて、国際機関が実際に運営主体としてプロジェクトの管理も行っていくということをもって、我々がそれを審査で確認をして、そしてこのやり方というのは我々のガイドラインが適用されるプロジェクトと同等以上のものであるということを確認して、初めて我々としてはそこに出資をするというふうに考えてございます。

○作本副委員長 今の件で、民間企業はここに加わる可能性はないと。

○田中（総） いや、そういうことではございません。国際機関が主導するといっても、例えば国際機関と同じくらいのレベル。国際機関も自分は触媒になって入りますので、国際機関と、それ並みに民間からも出資を募ってやるケースはあるかと思いません。

ただ、あくまでも民間も、その環境に対して得意ではない部分は非常に多いと思いますので、そこは基本的には国際機関、例えば民間ですとIFCなんか非常に有名だと思いますが、ああいうところは世銀のガイドラインを使ってやりますので、そういったところに準じて、そういうガイドラインが適用されている条件のもとに出資する。そして一定の情報公開をやるということをもとに出資を募るわけでございますので、それに対して我々も求められれば出資を検討したいというふうに考えてございます。

○作本副委員長 ありがとうございます。いろいろご丁寧にご説明していただきましてありがとうございます。

ただ、こういうスキームをつくりだして、できるだけ迅速に対応しようという、こういう動きというのはとてもありがたいことだと思っておるんですけども。同時に、そこでIFCみたいな、この間も参考にしているような、ガイドラインを前提としてというならわかるんですけども。我々が一生懸命ここでODAで環境社会配慮を議論しているんですが、実は世間というか、国際的に企業が活躍している場面では大きなギャップが存在するわけです。それを、こういう場面で、実際個別の事業でもって、お題目が固まっていない多国籍行動基準とか、あるいは今はせいぜい国連のグローバルコンパクトとか、数行しかないような、10項目しかないような、そういうようなところで民間とODAの事業の配慮レベルが、ある意味では乖離した状態で動いているわけです。日本国内だってそういうことはあるし、国際社会だってあるし。我々だって相手国の国内法とギャップがある。こういうふうなところで、こういう民間の人たちと、いわゆる、JICAを含めてレベルの高いような国際機関の、そういうようなのが一緒に議論できるんでしょうか。

国際機関に従っていただけるということで、少しほっとはしているんですけども。やはり、そこは企業さんの持ち分比率が大きければ、そちらになびいてしまうということはないのでしょうか。むしろIFCを適用するとかと、具体的にはっきり言ってくれば、私としては、赤道原則は今議論になっていますし、ありがたいことだなと思うんですが。そのあたりは、民間企業が入った場合はやっつけいけるもんなんですか。

○田中（総） イメージとしては、やっぱり国際機関はあくまで主導するものでございますので、国際機関が、このファンドは、いわば世銀のガイドラインを使ってきちんとやりますと。それを条件に民間から出資を募る。それからいろんな国から募るとい建前でございますので、それに基づいて我々もやる。ですから、民間も従わざるを得ないんだというふうに思っております。

○作本副委員長 1番目はわかりました。2番目の守秘義務はどうですか。

○田中（総） 守秘義務も同様で、一定の条件のもとで出資を募るといところでございますので。守秘義務とおっしゃるのは、例えばどのような。

○作本副委員長 企業の側には守秘義務があるわけですね。例えば国際機関、JICAさんにももちろんあるかと思えますけれども、やっぱり企業の側のほうが情報が外に漏れてはいけないということがありますから、より高いレベルの守秘義務というか、企業秘密でそういうものが求められるんだけど、JICAさんもそれに染まって行って、秘密のレベルが高まるんじゃないかという、ある意味での危惧感なんですけど、そのあたりのことはどうでしょうか。

○田中（総） そこは秘密のレベルというか、国際機関のガイドライン、世銀なんかでも、やっぱり出さなきゃいけない情報、これはきちんと公開するという前提でございまして、その前提で集まってくるということ考えておりますので、そこも国際機関のルールが遵守されるのが前提ということだと思います。

ご心配の懸念は確かにあるかと。我々としても今後やっていく上で、仮に先ほど三つめで申しあげましたけれども、環境のモニタリング、これは随時国際機関からもファンドの状況等については報告してもらいますので、そのモニタリングの結果がJICAのガイドラインとレベルが違うんじゃないかというふうなことが仮にあれば、先ほど申しあげましたとおり、その旨を実際のこのファンド運営をする国際機関と協議する枠組みを用意するということを前提に進めたいというふうに考えてございます。

○作本副委員長 最後の出資比率なんですけど、国際機関等と民間との割合に関する出資比率の上限というんでしょうか、そういうのは、大枠というのはないんですか。案件ごとに。

○田中（総） 特には、そこは定めていません。いろいろなケースがあるかと思えます。そこは実際に物によりけりだと思いますが、実際にその運営主体、これが国際機関であることが一つ出資割合というか、実際に国際機関のガイドラインが使われて、それが遵守されるというファンドであるということが我々の前提というふうに考えて

ございます。

○田辺委員 1点お願いですが、現在世銀でセーフガード政策を改定中で、実はカテゴリ分類が3分類から4分類になる。カテゴリAについても、若干これまでのカテゴリAの分類とは、やや狭まったような表現が入っているので、JICAの現在分類しているカテゴリAが、そのまま世銀の中でチェックをする対象になるかどうかというところは正確に見たほうが良いというふうに思いますので、そこはぜひ検討してください。

○渡辺 今日の議論は、どうしても助言委員会という場なので、カテゴリAというご説明になりましたけれども、基本的には我々のA、B、Cですね、そこも含めて適切な環境社会配慮がなされるように確認していきます。

○田辺委員 実は、B、C相当のものは、世銀はほとんど見ないことになっていて。そこは世銀のセーフガード政策はかなり緩くなったという印象は持っていますので、ぜひその辺も含めて。

○渡辺 ありがとうございます。

○村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

○二宮委員 1点だけ確認させてください。先ほど、JICAが出資した場合にはモニタリング結果の報告があるということでしたけれども。それは助言委員会の場で報告を定期的にしていただけるような、そういうイメージでしょうか。

○渡辺 田中が今説明申し上げたのは、ファンドの出資者としてモニタリング報告を受けるということになっておりまして、かつ一義的にはその範囲内で、我々がFIで求められる情報公開はホームページ等で行いますということです。今のところはそのままを助言委員会の場、例のモニタリング報告で行うということは想定しておりません。

○二宮委員 1点お願いですけれども。この助言委員会での枠組みというのか、プロセスの中に、このファンドによる出資の活動に対して、何らかの関与ができるような仕組みを、今後継続的に検討していただければいいかなというふうに思っています。

○村山委員長 ほかはやろしいでしょうか。

今日のスライドを、もし可能であれば、内容を確認していただいた上で委員の方々に配る形をご検討いただけますか。

それから、今の話はガイドラインで想定しなかったことなので、JICAの取り組みとか、方向が確定をして、恐らく公表されると思いますが、その際にこの助言委員会でも共有させていただくような形をとっていただければと思います。

○渡辺 後者の点は、具体的な何か出資が決まったらということでしょうか。

○村山委員長 環境社会配慮に関するスタンスについて、何か公表するようなことはないでしょうか。

○渡辺 そういう意味では、個別の出資に関しては、我々の通常的环境レビューと同じで、カテゴリFIとしてこれこれの配慮が行われる予定というものは、個別の出資に対しても公開は行いますが、何か総論として、「こういう形でやっていきます」とい

うものを公開することは想定おりません。

○村山委員長 していない。そうですか。そうすると、公開という意味では、この場が公開の場になっているということですね。わかりました。

では、よろしいでしょうか。

では、ご報告をいただいたということにしたいと思います。

それでは、ほかになければ、次回のスケジュールを確認して終わりにしたいと思います。

○渡辺 長時間にわたりどうもありがとうございました。

最後に次回の会合スケジュールですけれども。本日は場所の関係があってJICAの研究所になりましたが、次回の全体会合は2月1日月曜日2時半から、これはJICA本部になります。会議室はいつもと同じ113という会議室になりますので、そちらにお越しただいただければと思います。

以上です。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、今日の全体会合を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後5時36分閉会